

326
52



始





第三回全國保險業者大會報告

大正
3. 10. 23
內交

目次

大會の發起及準備	一
賛同會社名	一八
寄附金	二三
大會總會	二六
開會の辭	三二
役員の選定	三九
農商務大臣の祝辭	四五
内閣總理大臣の祝辭	四六
議事	
法制統一の件	四八
保險に關する事項を尋常小學校教科書に記載の件	五九
類似保險取締の件	七三

次回の大會開催の件
商工局長の演説

八〇
八二

部會

生命傷害保險部會

九六

模範申込書を定むる件

一〇〇

國勢調査建議の件

一〇八、一五四

萬國アクチュアリー會議開催の件

一三〇

損害保險部會

一五六

債權保全の爲めの火災保險に關する件

一五八

ストーリーレジリスクの契約廢止の件

一七三

火災消防に關する建議の件

一八八

保險醫務部會

二〇三

囑託醫養成の件

二〇六

模範診査報狀を定むる件

二一五

診査を確實にする方法を講究し其實行を期する件
診査規程を定むる件

二二八
二三二

講演會

大隈伯爵の講演

二四〇

和田垣法學博士の講演

二四五

矢野恒太氏の講演

二五六

片岡直温氏の講演

二八九

晚餐會

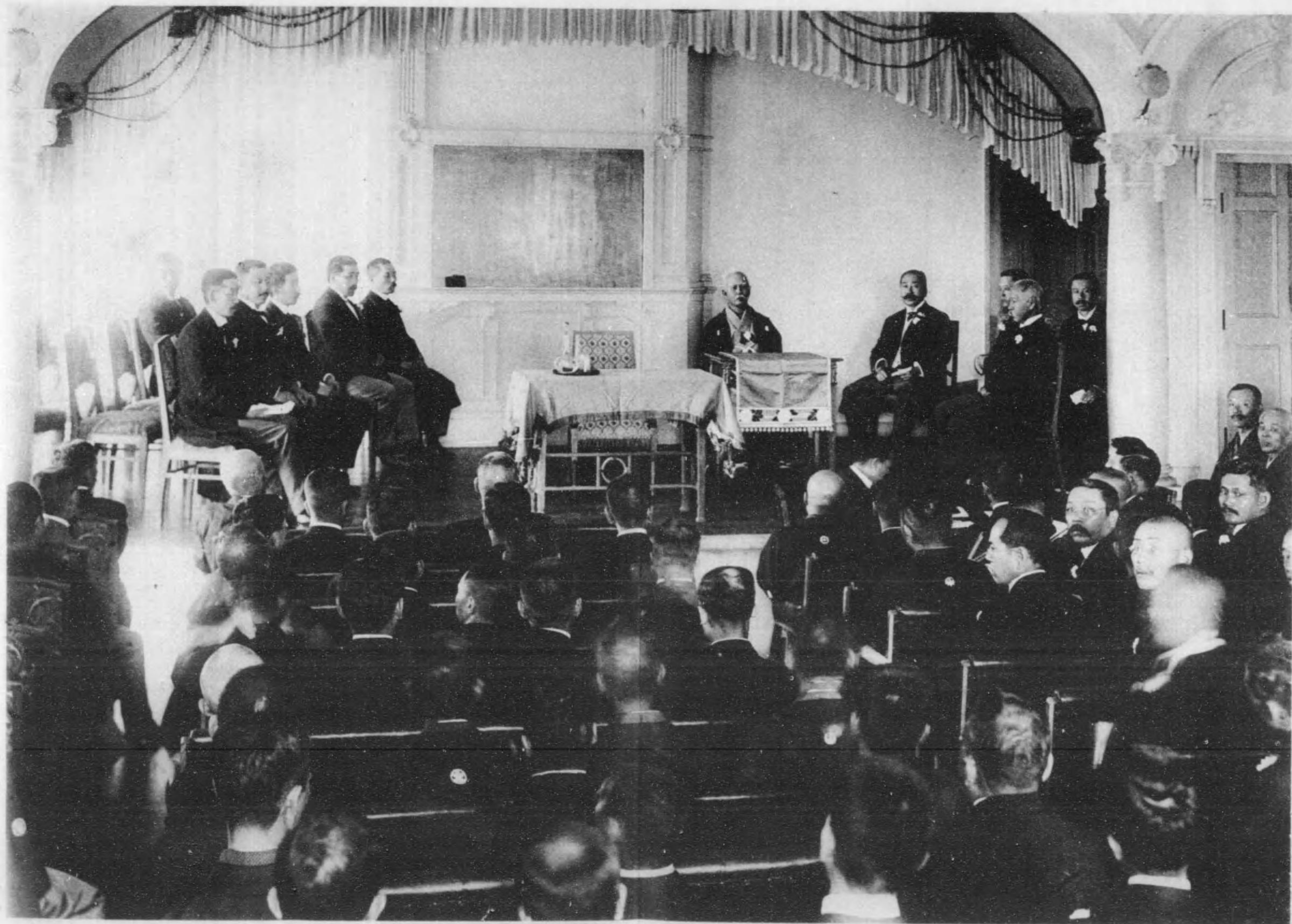
殘務處理の件

三三三

會計報告の件

三三八

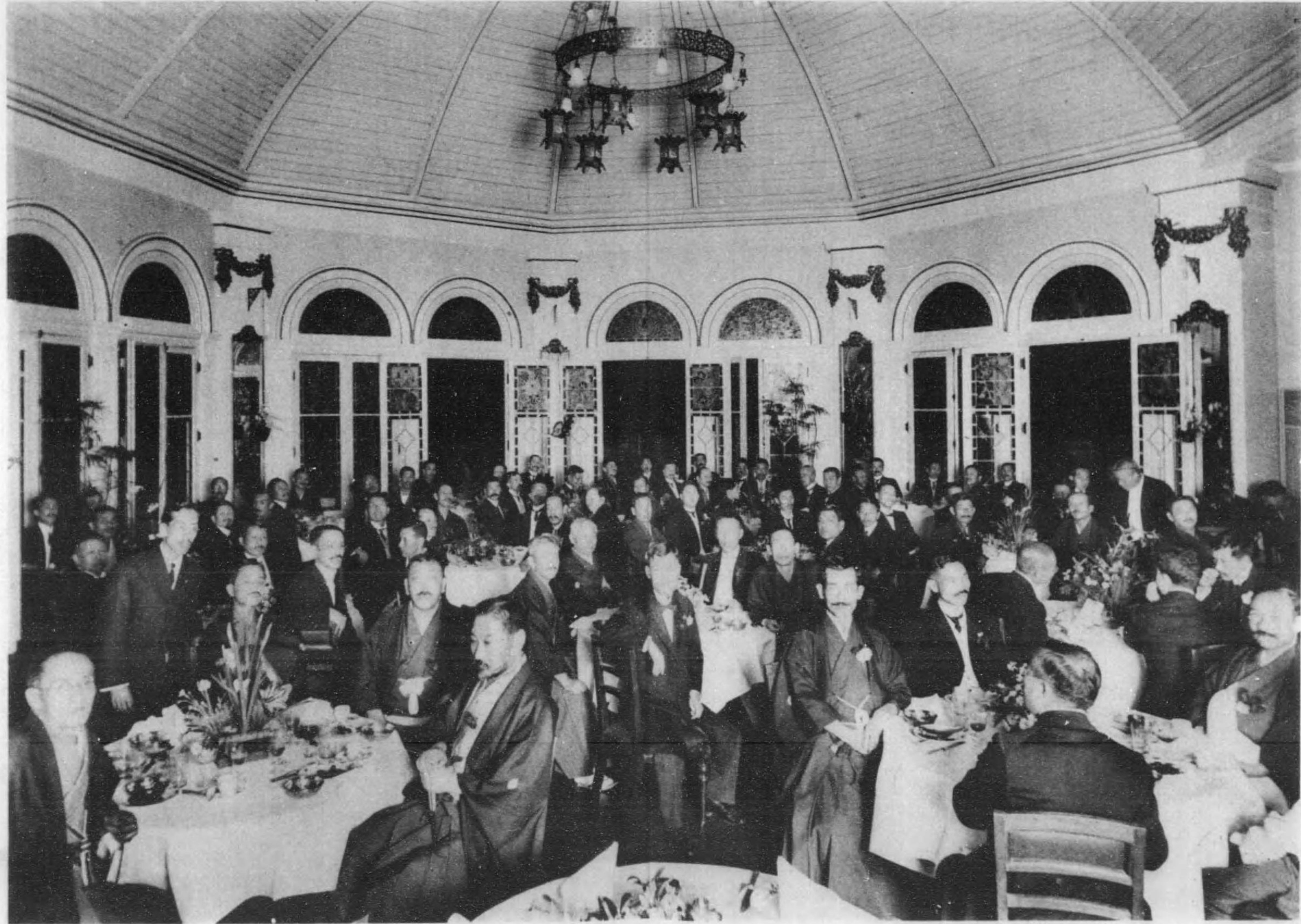
十は保險の官署に於て
保險の將來



大正三年六月六日第三回全國保險業者大會總會



(1) 會餐晚會大者業險保國全回三第日七月六年三正大



(2) 會餐晚會大者業險保國全回三第日七月六年三正大

第三回全國保險業者大會報告

○大會の發起及準備

全國保險業者大會は第一回を明治三十六年大阪に於て内國勸業博覽會の開催を機として開き次で明治四十年東京に於て勸業博覽會の開かれたる際其第二回を開き該大會にては明治四十五年大博覽會開催に際し第三回大會を開くことを決議しありたるも明治四十五年には大博覽會の開催なくて止みたれば保險業者大會も亦其儘となりありしが大正三年三月二十一日より東京に於て東京大正博覽會開催せらるゝを以て此機會を利用し春陽四月を期し第三回大會を開かばやとの議あり大正三年一月十六日生命保險會社協會理事會に於て之を發起するの議を決し發起準備委員として同協會俱樂部委員及び研究部委員中より各三名の委員を選出すべきことに定めたるに依り俱樂部委員は一月二十一日研究部委員は同月二十三日各會合を開き左の諸氏を該委員に互選したり

藤村義苗

(萬歳生命)

清水彦次郎

(愛國生命)

大原祥一

(蓬萊生命)

以上俱樂部委員

矢野恒太

(第一生命)

北里袈裟男

(帝國生命)

玉木爲三郎

(仁壽生命)

以上研究部委員

前記委員は二月三日委員會を開き生命保險會社協會理事會々長阿部泰藏氏之に
參加し左の件を定めたり

一、二月十二日生命保險會社協會々館に於て各種保險會社代表者の參集を乞
ひ大會發起に賛同を求むること

二、右の席上に於て第三回全國保險業者大會準備委員を選出すること

三、現在の委員の任務は前項の準備委員の選定を以て終了すること

四、大會豫定期日は四月十一、十二、十三の三日間とすること

二月十二日各種保險會社代表者は生命保險會社協會に參集し阿部泰藏氏座長席

に著き大會發起の説明を爲し次で議事を開き左の件を可決したり

一、本年第三回全國保險業者大會を開くこと

但開會の時期及土地は東京大正博覽會を機として東京に開くべきや、
即位式を機として京都に開くべきやに付き準備委員に於て研究の上決定
すること

二、大會開催準備の爲め各種保險會社より左の通り準備委員を選出すること

生命保險部

八名

特種保險部

一名

火災保險部

四名

海上保險部

二名

三、生命及特種保險部の委員は座長の指名に依ること

座長の指名に依り左の諸氏を委員に選定したり

生命保險部

藤村義苗

(萬歳生命)

矢野恒太

(第一生命)

清水彦次郎

(愛國生命)

楠秀太郎

(太平生命)

北里袈裟男

(帝國生命)

麻生義一郎

(千代田生命)

大原祥一 (蓬萊生命) 玉木爲三郎 (仁壽生命)
特種保險部

栗津清亮 (日本傷害)

四、火災保險及海上保險部に付ては關係會社中缺席の會社多かりしを以て火災保險部のことは火災保險協會に取纏方を依頼し海上保險部のことは關係會社と交渉の後に譲ること

越て三月五日火災保險部に付ては取纏の任に當りし火災保險協會より左の諸氏を委員に選定したる旨の通知ありたり

火災保險部

小松林藏 (東京火災) 倉知誠夫 (共同火災)

稻茂登三郎 (帝國火災) 淺野陽吉 (浪速火災)

前記生命特種火災各保險部の委員は三月十日生命保險會社協會に集會をなし藤村義苗氏座長席に著き左の件を可決したり

一、大會の準備事項に付て立案する爲め特別委員を設くることとし左の五氏

其任に當ること

矢野恒太 栗津清亮 倉知誠夫

淺野陽吉 麻生義一郎

二、三月十七日午後四時より準備委員總會を開くこと

三、事務所は生命保險會社協會内に設置し其事務は協會の事務員に依頼することとし協會の同意を求むること

三月十七日準備委員總會を開き海上保險部の委員として

村瀬春雄 (帝國海上) 西野惠之助 (東京海上)

の兩氏を推薦し引續き大會準備事項立案委員の報告あり左の通り定めたり

第三回全國保險業者大會準備事項

第一會日

大正三年四月十一日、十二日の兩日とし其會合次の如し

十一日(土曜) 午後一時總會

十二日(日曜) 午前九時各部會、午後一時より四時半まで講演會、午後五時

より晩餐會

第二 會場

- 一 總會 生命保險會社協會々館
- 二 部會 同上
- 三 講演會 同上
- 四 晩餐會 帝國ホテル

第三 議案の提出

總會及部會に於て討論決議す可き議案は三月末日までに各會社より生命保險會社協會内大會準備委員宛提出すること
 議案の選擇は準備總務委員及當該部會準備委員に於て之を爲すこと

第四 各種準備委員

準備委員會に於て左記の諸氏を準備委員に推薦及互選したり

- 一 準備委員會々長 一名
 準備委員會の決議を以て阿部氏を推薦したり

- 二 總會委員 五名 村瀬、楠、矢野、小松、北里
- 三 部會委員

準備委員會の決議を以て從來の委員の外左の諸氏を推薦したり

- 生命及傷害 五名 池田龍一、岩間六郎、甲能順、清水文之
 輔、海老原介太郎
- 醫務 二名 石岡繁太郎、三好常三郎
- 損害 四名 原 錦吾、山崎 清、古門林太郎、遠藤

元三

- 四 講演會委員 三名 淺野、麻生、栗津
- 五 晩餐會委員 五名 稻茂登、西野、大原、倉知、藤村
- 六 接待委員 十五名 大會準備委員全員
- 七 紀念品委員 三名 倉知、藤村、清水(彦)
- 八 總務委員 一名 栗津
- 九 庶務委員 二名 玉木、楠

- 十 會計委員 一名 北里
 十一 報告編纂委員 三名 玉木、栗津、麻生

第五 總會順序

- 一 總務委員開會の辭を述べ會衆に諮りて座長を推薦す
- 二 座長會長一名副會長三名を指名す
- 三 會長各種委員及部長を指名す
- 四 會長の挨拶
- 五 來賓の祝辭
- 六 議事
- 七 茶菓の饗應
- 八 散會

第六 講演會講師

阪谷男、澁澤男、片岡直温氏

第七 來賓

- 一 農商務大臣、全次官、商工局長、保險課長、保險課高等官、鐵道院保健課主任、東部遞信局長、警視總監、消防本署長、管船局長、其他保險に關係ある官吏及學者

二 東京府知事、東京市長

三 東京商業會議所會頭、副會頭

四 大隈伯、澁澤男、其他の講師

五 東京市に在る重要なる新聞通信社々長及保險關係の新聞雜誌社々長

第八 大會費用の出金

- 一 參同各會社より五十圓宛出金を請ふこと
- 二 前項の醜金の外に諸會社より寄附を請ふこと
- 三 決算の上剩餘ありたるときは寄附金を按分にて返還すること

第九 出席人員晚餐會費

- 會場の都合上出席人員及晚餐會費を左の通り定む
- 一 總會出席者は一會社より五名迄とす

二 講演會には會場の許す限り聽講券を作成し各會社に分配し聽講券一枚に付き出席一名に限る

三 晚餐會には出席者一名に付金五圓の會費を要す但一會社より三名までの出席は之を要せず

第十 收支概算

收入の部

一金貳千五百圓

五十會社分會費(一會社五十圓宛)

一金七百五十圓

晚餐會々費支辨出席百五十名(一名金五圓宛)

一金壹千七百五十圓

寄附金

計金五千圓

支出の部

一金貳千壹百圓

晚餐會費(出席者三百五十名、一名金六圓宛)

一金五百圓

同上餘興費

一金四百圓

總會茶菓費

一金五百圓

報告印刷費

一金參百圓

會場席料及事務費

一金七百圓

紀念品及寫真代

一金五百圓

諸雜費及豫備費

計金五千圓

右の委員會に於て紀念品は繪葉書の如き物を作らず本會記章入りの革製大形札入を作成するとに決し紀念品委員は日本橋區藥研堀町伊勢外商店に注文したり三月二十四日晚餐會委員會を開き左の件を可決したり

一 會旗



赤地モスリン
記章白抜き

一 徽章 總會當日の分

- 一 來賓 菫菜花 一 會長 櫻と紅白リボン
- 一 副會長 櫻と紅リボン 一 各委員 同綠色リボン
- 一 記者諸君(來賓以外)同白色リボン 一 會員 櫻花
- 一 事務員 紅白リボン

全晚餐會の分

- 一 來賓 白薔薇 一 會長 白薔薇紅白リボン
- 一 副會長 同白リボン 一 各委員 同綠リボン
- 一 會員 紅薔薇

附

受付掛 紅白リボン

四月六日準備委員總會を開き總會、部會、講演會及晚餐會に關する諸般の協議を終り直に其實行に著手し其事務殆んど完了に近づきしか突如として

皇太后陛下の御重患の報あり恐懼措く所を知らず大會の開催を一時延期することとし四月九日其旨夫々通知を發したり

四月二十九日更に準備委員總會を開き六月六日(土曜)七日(日曜)の兩日を以て大會を開催すること並に大會の計畫は大體既定の通り遂行することの決議をなしたり

五月十八日準備委員總會を開き生命保險部會を生命傷害保險部會と改むるの件及講演者追加の件等を可決し且大會及部會の議案に付て協議を遂げ夫々通知及び案内を發したり大會順序及び議案左の如し

第三回全國保險業者大會順序

大正三年六月六日午後一時より

第三回全國保險業者大會總會を開く

會場 生命保險會社協會々館麴町區有樂町一丁目

同 七日午前九時より

生命傷害保險

損害保險各部會を開く
保險醫務

會場 生命保險會社協會々館(前記)

同 七日午後一時より

講演會を開く

講演者(芳名イロハ順)

伯爵 大隈重信君

法學博士

和田垣謙三君

衆議院議員 片岡直温君

男爵 法學博士

阪谷芳郎君

會場 生命保險會社協會々館(前記)

阪谷男爵は差支を生じたるを以て後に至て矢野恒太君に変更したり

同 七日午後五時より

晚餐會を開く

會場 帝國ホテル(麴町區山下町)

第三回全國保險業者大會總會議案

一、吾人全國保險業者は帝國領土内に於ける保險業に關する現行の法制の統一を缺き甚しく斯業の發達を阻害するを認め其速に統一せられんことを冀望す

二、保險思想を涵養する爲め尋常小學校義務教育の教科書中に保險に關する事項を適當の場所に記載せられんことを政府當局に建議すること

三、類似保險の取締に關し政府當局に建議すること

四、次回の全國保險業者大會を五ヶ年以内適當の時期に於て開催すること

生命傷害保險部會議案

一、模範申込書及模範診査報狀を定むること

二、速かに國勢調査を實行し併せて職業別死亡統計を發表せられんことを政府當局に建議すること

三、大正十年を期し第十回萬國アクチュアリー會議を我國に於て開催したしとの提議を明年露國に於て開催せらるべき第八回萬國アクチュアリー會議へ提出すること

保險醫務部會議案

- 一、囑託醫養成の機關を設けること
- 二、模範診査報狀を定むること
- 三、診査を確實にする方法を講究し之が實行を期すること

損害保險部會議案

- 一、抵當權又は質權を有する債權者が其債權保全の爲め擔保物に對し火災保險の申込を爲す手續及罹災の場合に於ける損害填補金支拂の手續を一定すること並に其方法
- 二、海上保險の契約に於て海上に連續して陸上の火災保險(Storage Risk)を契約することを廢止すること

損害保險部會議案に其後左の通り追加したり

- 一、各市各町に於ける火災消防器具の整頓消防夫の訓練は概して遺憾極りなきを以て内務大臣に對し行政監督上各府縣知事を経て市及び町の豫算編成に際し火災消防費の支出に重きを置き消防機關の完備を計るべき建議をな

す事

- 二、内務省内に火災消防調査委員會を設置して我國の如き木造家屋櫛比の都市に於ける火災の減少、防火の施設に對し消防費の支出、都市家屋建築の制限、防火線の設置等を調査研究し其の結果に基き法令の發布其他行政上必要なる命令を下す事を其筋へ建議する事

右の組織は港灣調査會の事例を適當とす

- 三、火災保險會社の決算期を一定する事

但總會の議決、責任準備金の算出其他種々の準備を要するを以て約三ヶ年を期し一定する方法を取るを可とす

六月二日晚餐會委員會を開き餘興を變更し食卓外の裝飾を見合はすことを決議したり

○贊同會社

本大會に賛同したる會社左の如し

- 明治生命保險株式會社
 帝國生命保險株式會社
 日本生命保險株式會社東京支店
 內國生命保險株式會社
 太陽生命保險株式會社
 共同生命保險株式會社
 共濟生命保險株式會社
 有隣生命保險株式會社
 日本共立生命保險株式會社東京出張所
 仁壽生命保險合資會社
 博愛生命保險株式會社

- 眞宗信徒生命保險株式會社東京支店
 日本教育生命保險株式會社東京支店
 愛國生命保險株式會社
 東洋生命保險株式會社
 大同生命保險株式會社東京支店
 第一生命保險相互會社
 千代田生命保險相互會社
 萬歲生命保險株式會社
 日清生命保險株式會社
 橫濱生命保險株式會社東京支店
 日之出生命保險株式會社
 國光生命保險相互會社
 神國生命保險株式會社
 福壽生命保險株式會社東京出張所

富士生命保險株式會社
 太平生命保險株式會社
 東海生命保險相互會社
 蓬萊生命保險相互會社
 同胞生命保險株式會社
 旭日生命保險株式會社
 常磐生命保險株式會社
 八千代生命保險株式會社
 大正生命保險株式會社
 中央生命保險相互會社
 高砂生命保險株式會社
 日本傷害保險株式會社
 徵兵保險株式會社
 日本徵兵生存保險株式會社

東京火災保險株式會社
 明治火災保險株式會社
 日本火災保險株式會社
 大阪火災保險株式會社東京支店
 橫濱火災保險株式會社東京支店
海上運送
海上運送
信用
 共同火災保險株式會社
 浪速火災保險株式會社東京支部
 福壽火災保險株式會社東京支店
 東邦火災保險株式會社
 豐國火災保險株式會社東京支店
 東洋火災保險株式會社
 帝國火災保險株式會社
 日清火災海上保險株式會社
 千代田火災保險株式會社

日本動產火災保險株式會社東京支店
 東京海上保險株式會社
 帝國海上^{運送}火災保險株式會社
 神戶海上^{運送}火災保險株式會社東京支店
 東洋海上保險株式會社
 以上五十八會社

○寄附金

本會の爲め特に寄附金を出捐せられたる會社及金額左の如し

一金貳百圓 明治生命保險株式會社
 一金貳百圓 帝國生命保險株式會社
 一金百五拾圓 日本生命保險株式會社東京支店
 一金百圓 太陽生命保險株式會社
 一金參拾圓 共同生命保險株式會社
 一金百五拾圓 共濟生命保險株式會社
 一金五拾圓 有隣生命保險株式會社
 一金百圓 仁壽生命保險合資會社
 一金五拾圓 眞宗信徒生命保險株式會社東京支店
 一金百圓 愛國生命保險株式會社
 一金五拾圓 東洋生命保險株式會社

- 一金七拾五圓 大同生命保險株式會社東京支店
- 一金百圓 第一生命保險相互會社
- 一金百圓 千代田生命保險相互會社
- 一金五拾圓 萬歲生命保險株式會社
- 一金五拾圓 日清生命保險株式會社
- 一金五拾圓 橫濱生命保險株式會社東京支店
- 一金參拾圓 日之出生命保險株式會社
- 一金五拾圓 國光生命保險相互會社
- 一金五拾圓 神國生命保險株式會社
- 一金五拾圓 富士生命保險株式會社
- 一金五拾圓 太平生命保險株式會社
- 一金五拾圓 東海生命保險相互會社
- 一金五拾圓 蓬萊生命保險相互會社
- 一金參拾圓 旭日生命保險株式會社

- 一金五拾圓 大正生命保險株式會社
 - 一金五拾圓 日本傷害保險株式會社
 - 一金貳拾圓 徵兵保險株式會社
 - 一金百圓 東京火災保險株式會社
 - 一金百圓 明治火災保險株式會社
 - 一金百圓 日本火災保險株式會社
 - 一金七拾五圓 橫濱火災保險株式會社東京支店
 - 一金五拾圓 共同火災保險株式會社
 - 一金參拾五圓 帝國火災保險株式會社
 - 一金參拾五圓 千代田火災保險株式會社
 - 一金百圓 帝國海上^{運送}火災保險株式會社
 - 一金貳拾五圓 東洋海上保險株式會社
- 合計貳千七百五拾五圓

○總會

豫定の通り大正三年六月六日午後一時より總會を生命保險會社協會會館に開く
當日出席諸氏の芳名左の如し

- 明治生命 阿部泰藏、藤田讓、栗本東明、海老原介太郎、吉村徳之助
- 帝國生命 北里袈裟男、三好常三郎、鈴木太郎、城田鶴五郎、窪田隆次郎、玉崎隆三
- 日本生命 片岡直温、久世庸夫、弘世助三郎、遠藤外三郎、森村金造、淺岡雄之助、木村豊
- 内國生命 矢田部洪居、岩淵寅三
- 太陽生命 清水文之輔、磯野節之輔、渡邊洋
- 共同生命 渡邊義一、堀口造酒、奥本英之介、佐藤忠順
- 有隣生命 小川一重、丹羽精吾、平野次郎、湊元忠太郎
- 日本共立生命 前川太兵衛、安田源藏、大川右平

- 仁壽生命 男爵辻新次、下郷傳平、山口久四郎、吉澤鉦三郎、玉木爲三郎、眞木等
- 博愛生命 男爵紀俊秀
- 眞宗信徒生命 堀貞、磯谷敬之助、中村文四郎、渡邊八十次、田中小一郎、田卷一介
- 日本教育 瀧山瑛、石原延太郎
- 愛國生命 鈴木萬次郎、中野實、清水彦次郎、石田武洲、八木沼辰三郎
- 共濟生命 安田善助、甲能順、吉武蘇人、山本廣節、福富方夫
- 東洋生命 佐々木清麿、古田鐔治郎
- 大同生命 平澤眞、進藤隆之助、水谷友恒、高槻元俊、増田雷助
- 第一生命 矢野恒太、石岡繁太郎、伴喜一郎、御子柴朔朗
- 千代田生命 麻生義一郎
- 萬歳生命 上原鹿造、伊藤鼎、西卷治一郎、鴻田秀一、片岡旗郎

日清生命 中野武營、池田龍一、田中小太郎、酒井谷平、野坂鎌之助
 橫濱生命 河村深造、狩野平兵衛、土肥梶太郎、小林久三郎、板垣傳四郎
 日之出生命 岡本敏行、中濱東一郎、栢木竹次郎、難波義治、齋藤作太郎
 岩間六郎
 國光生命 森岡京次郎、宇井孝三
 神國生命 近藤德治郎、大山稻三郎、吉田忠治郎、杉野信次郎
 福壽生命 男爵矢吹省三、藤本德之進、依田今朝藏、河野九峰、鳴門義次、甫喜山靜枝
 富士生命 楠秀太郎、宮崎要造、鈴木音次、山本清
 太平洋生命 池田元朔、窪田清市、水野元司、富山康五郎
 東海生命 大原祥一、粕屋義三、森岡道淳
 蓬萊生命 荒木真弓、海保貞亮
 同胞生命

旭日生命 渡邊勝三郎、山口庄兵衛、松田留次郎、伊藤梅吉
 常磐生命 吉田榮右
 八千代生命 清浦豊秋、下田寛治
 大正生命 伯爵柳原義光、岡烈、金光庸夫、磯野正登
 中央生命 朝倉菊衛
 高砂生命 阡陌堯一
 徵兵保險 小林復次郎
 日本徵兵 和才萬一、前田保雄
 日本傷害 栗津清亮、橫山德次郎、真銅芳太郎
 東京火災 男爵長松篤業、新井智三郎、小松林藏、中尾録
 明治火災 水澤謙治、浦壁長富
 日本火災 山崎清、菅田英久
 共同火災 倉知誠夫、岡本次三郎
 東邦火災

帝國火災	稻茂登三郎、鬼澤武夫
千代田火災	新井由三郎、角利一、芦田雪雄、山口菊之助、片山政庸
帝國海上火災	
日清火災	吉田長敬、猪飼九兵衛
東洋海上	矢島安治、津田欽一郎、首藤謙次、松尾謙、高橋三郎
東京海上	
大阪火災	鈴木重隆、外山武八、木戸豊次
浪速火災	三鍋才次郎
豐國火災	前島彌、中島好太郎、橋覺太郎、大谷順作
橫濱火災	遠藤元三、杉田六藏、柴田春三
東洋火災	大森剛三、高橋喜太郎、加藤二郎
神戸海上	古橋新一、北村國久
福壽火災	殿木三郎、鈴木谷三郎、清水耕太郎
日本動産	宮本利左衛門、松原茂久、佐藤虎一郎、小川篤弼、伊原全

來賓諸氏芳名

岡實	志田 鉦太郎	村上 隆吉
片山義勝	山崎 直三	伊藤 萬太郎
野守廣	宮本 幸五郎	土屋 豊吉
保險銀行通信社	保險銀行時報社	保險、銀行社
保險評論社	保險新聞社	保險界社
東京醫事新誌局	東京日々新聞社	中外商業新報社
二六新聞社	萬朝報社	東京毎日新聞社
都新聞社	讀賣新聞社	東京每夕新聞社
報知新聞社	中央新聞社	國民新聞社
やまと新聞社	東京朝日新聞社	東京日之出新聞社
東洋新報社	中外醫事新報社	自由通信社
帝國通信社	實業通信社	日本電報通信社

當日の總會の順序は準備事項中に定めたる通り午後一時三十分振鈴を以て開會を報し準備總務委員粟津清亮氏は正面の演壇に上り準備委員を代表して開會の辭を述べ左の如し

準備委員一同に代りまして、本會の成立に至りました順序を御報告申し上げます、又本會成立の上は準備委員から之を役員に御引繼を致したいと思ひます、御來會の來賓、並に會衆諸君、本日第三回全國保險業者大會を開くに至りましたに付ては、時候柄稍々著氣を催して居りまするし、且つ御多忙の際にも拘らず、斯く滿場立錫の地もなく御來會下さいましたことは、準備委員一同の頗る光榮とする所でございます、厚くお禮を申し上げます

抑々保險事業は人類共同生活の理想を表現したものであります、従ひまして、我々保險事業に従事する者も此思想を以て相提携し、相協力して、此事業の進歩繁盛を圖るべきものであります、そこで我保險界に於きまして、多數の會合が成立して居りまして、純粹の學問上の見地からは日本アクチュアリ

一會保險學會又は保險醫學協會の如きものがあり、懇親を圖り交誼を厚うするといふ目的を以つてやつて居る月一會といふ様なものもあります、又保險業務に附隨した諸種の問題を研究し且つ一般社會に保險思想の普及を圖らんとする保險同交會といふ様な會合もございます、殊に學術的若くは懇親を目的とするといふ様なもの、外に、實際上業務に附隨する所の緊急問題を研究いたし、且つ之を實行するといふ活動機關として、生命保險會社協會、火災保險協會の如き有力なる協會がございます、是等は皆各自の目的及び性質の方面に於て保險事業の進歩發達に貢獻して居るのでありますが、是等諸種の目的と性質を包括し、是等の會合を打つて一團となす所の大いなる會合に至りましたは、明治三十六年に大阪に於て内國勸業博覽會が開催された時に大阪に本店を有する數多の保險會社が發起をされて、始めて全國保險業者大會といふものが開催されたのであります、其際に達せられた所の目的は顯著なるものであります、そこで向後其會を持続的にやりたいといふ希望が一般に存して居りまして、第二回は明治四十年東京に於て勸業博覽會が開催せら

れた時に當地の保險會社が發起をしまして第二回を催しまして、是亦著しき功果を收めたのであります。其際に、第三回は明治四十五年内國大覽會が東京に開催さるゝといふ其機會に大々的に保險業者の大會を開かうぢやないかといふ希望を滿場一致で可決したのであります。然るに四十五年に至りまして我國の經濟事情の爲でありますか、大博覽會は遂に無期延期になつた様な次第であります。従て保險業者大會もそれが爲に開催の時期を失つて仕舞つたのである。其後常に斯業者の間には此會合の事が話題に上つて居りましたがこれといふ適當の機會も無つたのであります。然るに幸ひ本年大正博覽會が東京に開催せらるゝことになつたので、此機會を逸せず、東京に第三回の會合を開いたらどうかといふことを東京に本社を有する數多の會社が發起をして遂に其議が纏まつた次第であります。現今我國には、生命保險、損害保險等の會社の數が六十五程ございます。其中で此の大會に賛同しましたのは、生命保險が三十六、損害保險が十九、特殊保險即ち徴兵保險と傷害保險といふ様なものが三つ、合せて五十八の會社が此舉に賛成を致しました。殊に

東京に本社を有する會社のみならず、地方に本社を有する會社も非常に熱心な賛成でありました。是に於て十五人の準備委員を擧げて度々會合を致しまして、準備の遂行の爲に別に十一人の各部會委員を推薦し又一名の委員長をも推薦しまして、今日に至ります迄の諸般の準備を致しました次第であります。而して幸に斯の如き盛大なる會合を見る様になりましたのは、全く保險業者全體の熱心なる贊助に基するのであります。其外來賓諸君の御後援が有力なる原因であらうと思ひます。此點を深く御禮申します。偕て申す迄もないことではありますが、此會は四月中に開會する筈であつたのであります。が、恐れ多くも

皇太后陛下の御崩御に遭遇しまして一時延期をしたのであります。併し本會たるや元々飲食遊樂を目的とするものではない、眞面目に保險に關する事項を研究して其の實行を期する所の所謂殖産興業に寄與する所の會合でありますから、御大喪も濟みました今日茲に開催する様になつた次第であります。然るに先頃より我國に保險に付ての顯著なる現象が現はれて參りました。即

ち小口保険官營論であります。保険官營の論、小口保険の論は、保険業者の間には往々唱へられて居つたこととてございませうが、斯の如く日本全國の問題となり、政治家、經濟家又社會の耳目たる所の新聞記者等の諸君が喋々と論議せらるゝといふ機會に遭遇したのは、近時のことである。本會が斯ういふ機會に際會しましたといふことも亦本會の爲には都合の善いことであらうと思ふのであります。本會でも之に對する御議論等もあることであらうと思ひます。

準備委員と致しまして特にお断りしなければならぬことは、準備委員は一生懸命に此役を勤めた積りではありますけれども如何せん皆多忙な業務に従事して居る者であります。又斯ういふことには極めて不熟な者が多いのでありますから、從て萬事不行届で設備等に付て全く缺點が多いといふことは、準備委員自身でも自覺して居る位でありますから、來賓諸君並に會員諸君から御覽になつたら必ず遺憾の點が多いだらうと思ひます。是はどの様にお叱りを蒙つても仕方がないのであります。其中でも此會合の缺點とし

て我々も苦心いたしましたのは、如何にも此會場の狭い爲に多數御出席の方を容るゝことが出來ずして、人員に付て多少の制限を致しました事。又來賓諸君を御招待するに付ても思ふ様に多數お迎へをすることが出來なかつたこととてありまして、甚だ遺憾且甚だ失禮であると思ふ所です。然らば何故狭い所を態と選んだかといふ御不審があるかも知れませぬが、之には多少の理由がある。即ち我國に於きまして保険に關する諸種の會合がある中に就て、生命保險會社協會なるものは其中の最も顯著なるものであります。殊に此生命保險會社協會の會館なるものを建築したといふことは、世間からも大分注目を受けて居るのです。これは我國の生命保險業者の聯合力が強いこと、且有力であるといふことを示したものであります。先年英國保險界の名士ジョージキング氏が來遊された時にも、此會館に來られて申さるゝには、英吉利に於ても保險會社の聯合は無論あるけれども我々は斯の如き立派な會館は持たない、これは日本の保險業者の誇るべき所であつて、我々の甚だ羨ましいことであるといふ言葉がありました。勿論外國人として多少の辭令といふこ

とも含んで居りませうけれども、又必ずしも諛辭を呈されたのではないと思ひます。保險會社に斯の如き建物があるのに、態々外の建物を借受けることもあるまい、同じ借りるならば之を借りるが宜い、此建物は我々の親類のものである、保險業者自身のものでございますから、斯ういふ場所を借りてするのは最も適當であるといふ理由から、斯の如き割合に狭い所を選んだのであります、其結果、人數を制限して、或は明日の講演會に於ても聽衆を多く容るゝことが出来ぬのであります、これは右の様な趣旨で止むを得ざることでありますから、御寛恕を願ひたいのであります、幸にして此會合は、第一回より第二回、第二回より第三回と、より多くの反響を社會に與へ、保險業者の存在を認めしめ、保險業者の力を認識せしめ、且つ保險業者は如何に眞面目に保險事業の進歩發達を圖つて居るかといふことを社會に知らしむることが出来ましたならば、準備委員といたしましても、多少の御叱位は甘受いたしましたして、大いに慰め、大いに満足する所があると思ふ、是を以て開會の辭といたします

それから準備委員一同の事務を御引繼するに付きまして從來の慣例上座長を一人御推薦申上げて、此座長に役員の指名を願ふことゝなつて居ります、そこで幸ひ今日御出席の中で日清生命保險會社の社長中野武營君は獨り日清生命保險會社の社長として保險界の名士であるのみならず、東京商業會議所會頭として實業界の長老であります、此方を會衆諸君の御賛成を得て座長に御推薦いたしましたして、御承諾を得ましたならば、座長の席に着いて、役員たる會長一名、副會長三名の御指名を願ひたいでございます(拍手)、満場御賛成と認めます、付きましては此處から甚だ失禮でございますが中野武營君に御願ひいたします

(中野武營君座長席に着く)

○座長中野武營君 諸君只今座長に御推選を蒙りまして、誠に光榮の次第であります、暫く此座を汚します、座長といたして會長一名、副會長三名を御指名せいと云ふことでありますから、是より御指名を致します、會長に阿部泰藏君(拍手)、副會長に片岡直温君(拍手)、同男爵長松篤業君(拍手)、同醫學博士中

濱東一郎君拍手、此の指名をいたしましたのは誠に私の光榮と存じます、何卒阿部泰藏君、片岡直温君、長松篤葉君、中濱東一郎君御承諾の上御席に御着き下さることを願ひます(拍手)

(阿部會長、片岡、長松、中濱の各副會長着席)

○座長中野武營君 諸君只今御指名を致した諸君は御承諾を下さいまして御着席になりましたから私は用済と心得ます

○會長阿部泰藏君 私は大會の會長に御推選を蒙りまして深く光榮といたす次第でございます、實は私は近來少し健康を害しまして、三月末頃から引籠りて静養を致して居りました、今日も缺席いたします積りでございました、十二時頃までは此會へ出席しませぬ積りでありましたが、諸君の御勧めによりまして強いてお断り申上げ兼ました、一寸でも顔を出せば宜いと云ふ御話でありましたので、甚だ不都合な次第ではあります、暫時の間此席に着きまして、後は他の方に御代りを願ひたいと存じます、此段悪からず御承知を願ひます、先づ會長は各種委員及部長を指名す是が會長の第一の職務であります

すから、委員及部長の御姓名を御報告申し上げます、先づ委員の方から致しますが甚だ失禮でございますが病中でありましてから總務委員の栗津君に代讀を願ひます

(栗津總務委員代讀)

一 總會委員 五名 村瀬春雄 楠秀太郎

矢野恒太 小松林藏 北里袈裟男

一部會委員 生命及傷害 五名 池田龍一 岩間六郎

甲能順 清水文之輔 海老原介太郎

醫務 二名 石岡繁太郎 三好常三郎

損害 四名 原錦吾 山崎清

古門林太郎 遠藤元三 麻生義一郎

一 講演會委員 三名 淺野陽吉

栗津清亮

一 晚餐會委員 五名

稻茂登三郎

西野惠之助

大原祥一

倉知誠夫

藤村義苗

一 接待委員 十五名

大會準備委員全員

一 紀念品委員 三名

倉知誠夫

藤村義苗

清水彦次郎

一 總務委員 一名

栗津清亮

一 庶務委員 二名

玉木爲三郎

楠秀太郎

一 會計委員 一名

北里袈裟男

一 報告編纂委員 三名

玉木爲三郎

栗津清亮

麻生義一郎

○會長阿部泰藏君 何卒御承諾を願ひます。次は部長の指名をいたします。生命傷害保險部長に片岡直温君(拍手)、損害保險部長に男爵長松篤葉君(拍手)、保險醫務部長に醫學博士中濱東一郎君(拍手)を御願ひいたします。次に會長より御挨拶を致す筈であります。只今申上げました通り病中でございますか

ら、私は御免を蒙りまして、會長の挨拶並に會長の事務は片岡君に御代りを願ひます(拍手)

(阿部會長退席、片岡副會長會長席に着く)

○副會長片岡直温君 圖らず本會の副會長に御推選を蒙りまして光榮の至りに存じます。只今御承知の通り會長阿部君は御病氣の爲に私に代つて御挨拶を致し、且つ會長の職務を執るやうにと云ふことであります。不肖ながら一言御挨拶を致します

本會の催されましたところの次第は先刻準備委員總代として栗津君より詳細に御報告になりましたから今また之を繰返す要はないと存じます。但し明治四十年に此大會を開きました當時は保險の事業も今日より之を見ますれば、甚だ幼稚なものであつたのであります。即ち生命保險の件数が八十六萬二千八百七十五件、此保險金額が二億八千四百四十七萬八千六百十五圓である、夫が昨年末に於ける生命保險の件数は百九十九萬七千七百二十七件、此保險金額が十億二千三百四萬三千五百八十圓、而して損害保險に於ては前回の場合

に於ては七十四萬二千六百八十五件、之に對する保險金額十一億八千五百六十三萬五千五百八十五圓である、今日のものを見ますると九十萬八千八百件、保險金額が二十億七千七百八十七萬圓、斯の如き増進を致して居るのであります、殊に生命保險の進歩發達は著しいものでございます、斯く進歩いたしますと同時に是等の經營に關しても種々の複雑なる状態を呈して居ることは勿論でございます、今日は大正の御代となりまして、前に會合をいたしました時から見れば五年の豫期よりは既に三年程多く經過して居ると云ふ位であります、此際に於きましての御會合は極めて適切必要なることでありまして、之に依つて以て我邦の保險事業の上に貢献いたしまするものも多々あらうと考へるのであります、而して斯く多數の御會合を下さいましたことは發起人一同且つは同業者一同の甚だ満足する所であると信じます、是より會議に移りまして、充分に御抱負を拜聴して相當の決議をされんことを望む次第であります、一言御挨拶を申します(拍手)

○副會長片岡直温君 是より農商務大臣の御祝辭がでございます

(岡商工局長代讀)

祝 辭

保險事業の健全なる發達に資するが爲茲に第三回全國保險業者大會の開催あるを見たるは本大臣の最も歡喜する所なり
顧ふに我國に於ける保險契約現在高は今や方に生命損害を併せて三十億圓の巨額を算すの盛況を呈す其の國民生活の基礎を確保し國家經濟の根本に貢献すること年を逐ふて益大ならむとす而して僅に三十餘年の間に於て此の如き長足の進歩を遂けたるものは一として當業者諸君の奮勵其の業に従ひ經營其の宜しきを得たるに職由せずんばあらず是れ當業者諸君に向て本大臣の最も多とする所なり

夫れ保險は社會に一日も缺くべからざる經濟組織なり是の故に保險會社の經營其の宜しを得ると否とは獨り一會社の利害たるに止まらず又寔に公同の利害の繋る所なり當業者諸君の責任亦洵に重しと謂ふべし
本大臣は當業者諸君の此の理を知らるゝや既に到れるを信ず然りと雖之を既

往の事蹟に徴するに經營其の當を失し累を被保險者に及ぼしたるの事例亦之なきに非ず此の如きは獨り公益を害するのみならず又實に保險事業の發達を賊するものなり戒めざるべけんや故に政府は向後一層保險事業の監督に遺憾なきを期すると同時に類似保險其の他保險事業の進路に横はれる障害を剷絶するに努むべきを以て諸君亦善く此旨を體し専ら公益的精神に據り慎重事に従ひ誠實業に服し以て永遠に其の業を確立し更に一層社會國家に貢獻せられんことを望む一言以て祝辭に代ふ

大正三年六月六日

農商務大臣 子爵 大 浦 兼 武

(拍手)

○副會長片岡直温君 總理大臣の祝辭がございます

(山崎總理大臣秘書官代讀)

祝 辭

第三回全國保險業者大會の開催に方り茲に一言することを得るは本官の甚だ

欣幸とする所なり

願ふに保險事業の本邦に創始せられたる以來年を閲する未だ多しと爲さず、保險思想の幼稚なる社會に向て斯業の發展を劃するの困難亦固より尋常一様に非ず然るに今や保險契約高は生命保險に付ては十億圓を超え損害保險に付ては約二十億圓を算するに至れり

斯業發達の成蹟寔に顯著なりと謂ふ可し而して其の此に到れる所以のものは實に當業者諸君の拮据經營常に其宜しきを制し精勵奮闘以て萬難を排し終始一貫敢て淪はるなかりし成果ならずんば非ず殊に創始以來未だ曾て國家の特別の援助に待ちたることなく獨立獨歩自強自營以て今日を致したるの一事に至りては洵に以て當業者諸君の誇りとするに足れりと謂ふ可し

夫れ保險事業の本領は大組織の相互救済に存す其の社會的にも經濟的にも必須缺くべからざる固より論を須むず加之、之が資金の運用如何は今や實に國家の經濟上最も重要なる地歩を占むるに至りたるものと謂はざる可からず是れ茲に本會を開き更に進んで斯業の堅實なる發展を企圖せらるゝ所以なり邦

家の爲め寔に慶すべきなり
望らくは當業者諸君愈々益々奮勵自彊以て斯業の健全なる發達に盡瘁せられんことを

若夫れ會社の監督並に類似保險の取締等の事に至りては政府は向後尙一層の努力を爲すに躊躇せざる可し一言以て祝辭とす

大正三年六月

伯爵 大隈重信

(拍手)

○副會長片岡直温君 是より議事に移ります、第一に

吾人全國保險業者は帝國領土内に於ける保險業に關する現行の法制の統一を缺き甚しく斯業の發達を阻害するを認め其速に統一せられんことを冀望す

と云ふ題に付て明治生命保險會社の海老原君より説明をせらるゝのであります、海老原君の登壇を望みます

○海老原介太郎君 會長、來賓諸君並に會員諸君、私は此の總會の第一の議案に付て聊か説明を試みたいと存じます、此議案は明治生命保險株式會社から提出になりましたもので、實は取締役阿部泰藏が説明をいたすべき筈でありましたが、少し不快の爲め差支が生じたので、甚だ不充分ではございますが、私から説明をいたすことになりました、併し乍ら幸に此問題は諸君が既に御熟知のことであります、吾々が日々感じて居る、不便苦痛を除いて貰いたいと云ふ希望でございますから別に詳しい説明を要しないから簡單で宜しいのであります、夫で先づ今日我帝國の領土内に於て保險業に關する法制はどう云ふ風になつて居るかと云ふことを見ますに、内地では保險業法がある、又農商務省令の保險業法施行規則と云ふものがあります、臺灣には臺灣總督府令で極められた、保險業法施行規則といふものがあります、關東州に參りますと勅令及關東都督府令で關東州に支店若くは代理店を設けて保險業を營むものに關する色々な規則がございます、又朝鮮に參りますれば朝鮮の勅令及總督府令で會社令施行規則といふものがありましてこれが朝鮮に支店

を設くる保險會社に影響を及ぼすのでございます、其上近頃聞く所に依れば朝鮮に於ても特別の保險取締方法を設けて、其の内容は委しくは存じませぬが或は内地に於て既に認可を得て居る會社でも、朝鮮に營業を致すものに對しては必ず支店を置かせる、或は支店でなくても代表者を置かせる、又保險の契約に付ての訴訟が起つたならば其訴訟は必ず朝鮮の裁判でさせる、尙ほ保險料の收入に割合をなしたる供託金をさせる、又一定の方法を立て、朝鮮に於て投資させるといふ方法を設けるといふ様な説もございませぬ、之に付ましては、昨年生命保險會社協會からそれに付て抗議を述べやうといふので、其の不都合なる點をば書出して、其筋へ建議した次第であります、斯ういふ風に均しく我帝國の領土若くは租借地と云ふもの、中に於て保險業を支配するところの規則と云ふものが澤山あるのであります、先づ日本内地に於ける法律規則を見てどれだけのとをば吾々保險業者に要求して居るかと云ふと、是は實に容易ならぬものがあるのであります、先づ第一に保險業を営むものはその定款、普通保險約款、事業方法書、財産利用方法書、保險料及責任準

備金算出の基礎に關する書類と云ふやうなもの、認可を得なければならぬ、就中此事業方法書及財産利用方法書などと云ふものは随分微細な事項まで規定することを要求されて居る、是等の法文及是等の書類の極めて窮窟なる範圍内に於て吾々は營業することをば要求されて居るのであります、その上に年々主務官廳に提出する報告に付て財産目録、損益計算書其他の報告に付て皆一定の形式がある、その上に之に附隨して極めて精密なる統計を澤山附けなければならぬと云ふことになつて居る、尙その上に毎月一回事業の狀況及財産の狀況に付て報告をすることを要求されて居る、是等の點に付て吾々は随分これは手數であつて煩雜であるから何とかして此手數をば省略する方法はないものであらうか、成程保險業をば監督する上に於て色々必要な事項も此中に這入つて居るが或は又此中には必要でない様な事項も這入つて居るかも知れぬ、さういふのは漸次に研究して、省いて貰ひたいといふことを具體的に相當の方法を申出たいといふ様な希望も我々當業者間にはございませぬ、此内地の事業に對してさへもさういふ希望があるのでこれが臺灣に行つて營

業し、關東州に行つて營業し又朝鮮に行つて營業するといふ場合に此の複雑なる手数を二度も三度も繰返すといふことに至つては實に煩勞に堪へないのであります。若夫れ或る一官廳に於て許可を得たる事項にして他の官廳に於て許可を得ることが出来ないといふ様な場合が生ずるといふと只煩勞のみならず實際事業にも差支を生じてくるのであります。又保險事業の性質から考へて見ましても是は營業の範圍をば極めて廣くしなければならぬ仕事である。保險の事業は一國內で營業するばかりでなく、どうしても世界を相手にしなければならぬ。海上保險の如きは特にさうである。又火災保險なども或る程度まではさうである。斯の如く此の保險業と云ふものは廣い區域で行はなければならぬ性質を帯びて居るのであるに拘はらず、日本の領土内に於て色々區劃を設けて異つた法令を布いて、非常に繁雜な手数を掛けられるといふことは是は全く保險業といふものの性質に反して居るところの政策と言はなければならぬのであります。夫て今日は先づ大體右やうな理由を持ちまして、我帝國の領土内に於ける保險業に關する法制を統一して貰ひたい、統一して

戴きたいといふことは具體的に申せばこれは農商務省の一手でやつて戴きたい、總ての認可、總ての届出は農商務省に向つて致せば、何れの殖民地、何れの租借地に行つて遣つても差支ないと云ふやうにして戴きたい希望であります。その希望をば相當の手續を以て、政府當局に建議したいと云ふのが此案の趣意であります。何卒御賛成を願ひます(拍手)

○副會長片岡直溫君 是に關しまして同一問題に付て、之に附加しての意見を矢野恒太君より述べたいといふ申出があります。之を許します

○矢野恒太君 只今第一の議題として出ました法制統一の問題に付て私は全然賛成であります。全體斯う云ふ決議事項に付きましたは非常に異つた意見があれば兎も角、即座に満場一致で決議したいといふ私の希望でありますので殊更に一言添へたいと云ふのは妙であります。決して只今の提出者の意見に反對の意見を述べたものではありませぬ、實は之に付てもう一つ問題を提出したいと云ふ考を持つて居つたのであります。私は少し病氣で九州の方へ湯治に行つて居りまして時期が遅れましたから、歸つてからそのことを準備

委員に話しましたところが、是は同じやうな問題であるから、第一の問題に附加してやつて貰つたらどうかと云ふ話が始りまして、詰り二つの問題を一つの問題にして決議したら宜からうと云ふことで、此問題に附帯して一言述べさせて戴くことにしたのであります。夫は此保険監督機關の擴張と云ひますか、改良と云ひますか、保険監督機關を今少し大きくして貰ひたい希望であります。畢竟本土に於ける監督機關は農商務省の保険課——商工局の中の保険課である。さういふ課がある上に尙臺灣にも保険を監督する課があり、關東州にもあり朝鮮にもあるのは、詰り中樞の監督機關が小さいからだと思ふのであります。殊に此法制が區々に分れると云ふことのみならず、今日の保険事業の監督は斯の如く多岐になつて居る。然るに保険事業は段々複雑になつて來た。又この事業の嵩と性質と何れの方面から見ても、今日の保険監督機關は、關東州、朝鮮、臺灣は申すに及ばず、本土に於ける監督機關と雖も、私共は誠に完全な監督機關であると云ふことは言ひ兼ねるのであります。斯う云ふと來賓諸君に對しては或は禮を缺くやうな言葉になるか知らぬと思

ひますが、さう云ふ意味ではないのであります。來賓諸君も亦此の機關の貧弱なることは慨嘆して居られるだらうと思ふのであります。即ち豫算が切詰でありまして、保険監督に費す費用は僅なものであります。無論今日我國の財政と有ゆる方面の必要とを考へ合せて見ると、保険の監督計りに多大の經費を要することも出來ますまいけれども併し物各々緩急前後がありまして今日の保険事業といふものを若し監督するといふならば、監督する丈の實力を是非備へなければならぬ。之を實力ある完全なる監督機關にしたいといふ希望は恐らく商工局長にしても保険課長にしても、皆さんさういふお考は十分ありだらうと思ひます。又一方には、政府が保険を官營にするといふ様な問題も起つて居るのであります。是は見やうに依りましたは、民間の保険事業は一種信頼を缺かれて居る様に見えるのであります。是等も亦畢竟政府の監督が行届かないといふことの意味にも取れるのであります。必らずしも監督不行届の爲に小口保険を官營にされるのではありますまいが、見やうに依てはさういふ様な意味にもなるのであります。今日では僅に農商務省の一

課に過ぎない監督機關をどうか一局位なもの迄には進めて戴きたい、責任ある今日の監督官であらせらるゝ片山課長の如き人が、今日の日本の政府の狀態より言ふと、直に御出世をなさる、課長から他の局長になつて仕舞つて、又新しい人が来て保険課長になるといふ風であつて、到底良監督官の下に官民の意思を疏通し又民間の事情を能く御呑込下さつた監督官に居座つて戴くとも出来ないと思ひますから、此點は何とかして、どうしても良い人を得るには、良い地位を與へて迎へなければならぬのであります、尙ほ局以上に、或は一種の鐵道院みた様な院制の如くにして、保険院が出来ても宜い、そこ迄は立入て論じませぬが、今日の保険課では餘程の貧弱を我々は感ずるのであります、其の上に今の法制統一といふ様な上から言つてもモウ少し確かりしたお役所を置いて貰ひたいといふ希望でありますので、即ち法制統一の上にも必要であらうから此決議に附加へて保険監督機關を農商務省内の一局位に昇進せしめられたいといふ様なことを附加へて決議をして戴きたいと思ふ、これ丈けのことでありませぬ(拍手)

○森村金造君 討論をお許しになるのでありますか

○副會長片岡直温君 絶対に討論を禁ずると云ふ譯には參りませぬと思ひます、夫て特に御發議を要することがございますれば簡單に伺ひまして宜うございませぬ

○森村金造君 然らば會社を代表いたしましたして發言するのでございませぬか、個人としてでございますか

○副會長片岡直温君 會社を代表して御演説にならうとも、個人として御述べにならうとも、夫は當席より極めて申上げることは出来ないと思ひます、豫め問題が各會社に廻つて各社で意見を纏めて來ると云ふ順序にはなつて居りませぬ、併し乍ら斯の如き席でありますから、逐次思ふ存分に意見を述べたいと云ふ御希望は皆さん同一であらうと思ひますが、甚だしき懸隔した御意見のない限りは成るべく議論を少くしたいと云ふ希望を自分は持つて居ります

○久世庸夫君 今矢野さんの御説でありますが成程準備委員諸氏は總會に議案

を提出する前に餘程慎重なる御熟議を重ねて御提出になつたのであるから、成るだけ斯かる多數の席では時間を省略して早く通過させたいと思ひます、併し一面から言ひますると折角全國の營業者が御出になつて居ります、殊に我々は遠方から多忙の時間を割つて居る、此決議をいたします以上は相當に自分の腑に落ちるだけに議案を御提出になつた徑路を承つた上で賛否を表したいと思ひます、第一私共が最も此第一議案に付て承りたいと思ふことは幸に商工局長、保險課長等も御出席でありますから、此議案に付て當局の御考はどうであるか、徒らに吾々營業者が決議ばかりしても、行へぬことをやると云ふことは面白くない、折角決議しても行へぬことならば何の役にも立たない、幸ひ茲に當局の方が御出席であるから一應伺ひたいと思ひますが如何でありますか

(「ノー」と呼ぶものあり)

○副會長片岡直温君 唯今の久世君の御希望に對して當席より一言申上げて置きます、此問題は唯今御出席の來賓諸君の御意見を聞きましたところが、事

の關係は朝鮮、臺灣、大連等にも關しますることでありますから、今此處で聞いたからと申して、夫が非常に據り所にはならぬと思ひます、寧ろ當席に御出席の方へ希望するばかりでなく、重もに一般に關することでありますから、是を要求するならば内閣總理大臣に要求すべき問題であります、併せて農商務大臣に宛て、希望を述べる次第のものであらうと思ひます、故に別段來賓諸君としての商工局長、或は保險課長に對して聞かなくても、之を決議するに差支なからうと思ひます(拍手)、別段御意見はありませぬか：：：(拍手)別段御發議もございませぬから、本案は海老原君の御説明並に矢野君より御説明になりました兩様とも満場一致と認めます(拍手)：：：次に

保險思想を涵養する爲め尋常小學校(義務教育)の教科書中に保險に關する事項を適當の場所に記載せられんことを政府當局に建議すること

本問題は太陽生命の清水文之輔君より説明があります清水君の登壇を望みます

○清水文之輔君 提案の理由を説明いたします、此第二の議案は尋常小學校の

尋常科即ち義務教育の教科書中へ、修身書でも讀本でも何れの部分でも宜しいから適當なる場所に保険に關する記事を掲げて戴きまして、さうして此國民の保險思想を涵養することに致したいと云ふ希望を政府の當局に建議すると云ふのが此問題の目的であります。此問題が先日世間に公表されました時或る新聞紙に於て、保險業者として斯の如き希望を公表するのは頗る現金である、斯う云ふやうな批評が出て居りました、併し吾々は此の議案を提出いたしましたのは、保險の利益と云ふやうなことは眼中に置いて居らぬ、また同業者の便益を圖ると云ふやうなことも毛頭考へて居らなかつたのであります、吾々が此議案を提出しましたその動機を露骨に申しますと、明治四十一年十月十三日に先帝陛下より下し給ひたる所の戊申詔書の聖旨が二十三年十月三十日下し賜りたる教育勅語程國民の間に徹底して居ないと云ふことを感じたからであります、此戊申詔書なるものは、全文頗る長き詔書であります、此詔書の眼目骨子となつて居りますのは儉勤自彊の四字である、「戦後日尙淺く庶政益々更張を要す宜しく上下心を一にし忠實業に服し勤儉産を治め

惟れ信惟れ義醇厚俗を成し華を去り實に就き荒怠相誠め自彊息まざるべし、」是は日露戦役の後國民が戦捷の餘光に酔ひまして上下奢侈の風に流れんとするの秋に當り恐多くも先帝陛下が此詔書を吾々に下されまして我々臣民を戒しめられたのである、此詔書の趣意は何處までも吾々國民が奉戴してさうして勤儉自彊の途を講じなければならぬ、此戊申詔書は二十三年十月の教育勅語と竝んで吾々國民に取ては二大教典である、教育勅語は忠君愛國、戊申詔書は勤儉自彊を眼目として居る、一は精神上の安心立命、一は物質上の安心立命、一は道德上の國民の觀念の本である、一は國民經濟の進歩である、此二つの觀念といふものはどうしても無かるべからざる、吾々の最も尊重すべき大切な觀念であると考へて居ります、そこで此吾々國民は此聖旨を奉戴して何處までも勤儉自彊を實踐躬行しなければならぬのであります、其實踐躬行の方法如何、是を實現する方策如何と云ふことを考へて見ますと、今日我邦に於ては其方法として著しく發達して居るものは、先づ第一が貯金事業と貯蓄銀行である、第二が保險事業、其外には無盡頼母子講等の如きもの

もありますが、是は舊式の制度で私は文明の風潮に逆らうものと思ふ又その勢力も甚だ微弱である、これは餘り重きを置くに足らぬ、重きを置くべきものは、保険事業と貯金事業の二つであります、然らば此二つのものは何れが今日の文明の世の中に適當して居るか云ふことを比較研究いたしますと、私の考ではどうも保険事業の方が勝つた特長を持つて居ると思ふ、今日の郵便貯金は約二億と云ふ巨額になつて居ります、また貯蓄銀行の預金なるものは約一億六千萬圓で合せて三億六千萬圓であります、而して生命保険事業の集積した資金はどの位あるかと云ふと、責任準備金が約一億二千萬圓である、今日ではその勢力の上から申しますと保険は貯金の三分の一の勢力であるが、併し今後の趨勢如何と云ふことを見ますと、貯蓄銀行事業は殆ど行止りになつて居る、此處數年間の有様と云ふものは増進の率を示して居らぬ、殆ど居据りてあります、又郵便貯金も此頃の様子では却つて減退の趨勢を示して居る、是は經濟思想の進むと共に郵便貯金の發達はさう進むものではない、郵便貯金が非常に發達して居る國は、經濟思想の餘り發達して居らない

國である、白耳義の如き經濟思想の發達して居る國は各種の保険が多く郵便貯金の如きものは少ないのである、或は濠洲聯邦、或はニュージーランドの如き労働者の多いところは郵便貯金が多いが、經濟力が進歩するとどうしても保険にくる、保険は今日の文明の制度に適して居る、其點を二つ三つ挙げますと、第一に保険なるものは貯蓄を挑發し獎勵する、貯金は自動的である、自分が預けると云ふ觀念が起らねば預けない、ところが保険の方は保險會社の方から社員が行つて巧く説付ける、即ち他動的である、自分が貯蓄すると云ふ念慮の外に、他より刺戟を與へて、さうして貯蓄する、此點に於て大いに勝つて居る、又第二に貯金は開放されて居る、何時でも引出して使へる、ところが保険の方は強制的であつて、本人の自由意思に依つて容易に出して使ふことは出来ない、或る一定の年限を経過せずしてそれを引出すと非常に損失をしなければならぬ、故に餘程切迫した場合か、又計算に疎い人でなければ夫を引出して使ふと云ふことは少ないのであります、第三に貯金は一時的のものである、一回預けても二回三回續けて預けなくても濟む、所が保險

の方は一回二回三回十回二十回或は一生涯の間必ず預け可き義務がある、さういふ永續的のものである、それから又救済的の効果といふ上から見ましても、保険の方が力が強大である、貯金に比して餘程強大である、貯金は己の力を以て己を救うのみである、五十圓預ければ其の五十圓の元金と僅かなる利子を貰ふのみである、所が保険の方になりますと、生命保険にしましても、又損害保険にしましても、僅に五十圓一回の保険料で千圓といふ大金を貰へる場合がある、これは一人の蒙るべき損害を多數の共同の力で以て救済するからどうしても其救済力が大きいといふことはこれは當然のこととて、斯の如く保険なるものは勤儉自強の方法として、最も有力にして有益なるものでありますからして、歐羅巴諸國に於ても、御承知の通り官民一致して保険を奨励するといふ有様になつて居るが、我國の状態を見ますと、悲しい哉私の見るところはまだ保険事業は甚だ幼稚である、之を學校に例へますれば先づ小學兒童と云つたやうなものであります、先刻も會長からの御報告に依れば例へば生命保険に付て申しますと、今日の所十億二千萬圓、この數字は隨分

大きい數字の如くであります、又その件数を申しますると先刻の御報告に依れば百九十萬件、是を一件一人と見る、一人で何件も持つて居る者もある例へば生命保険の如きは一人で何件も這入つて居る人もありますが、假りに一件一人と見ても百九十萬人しか生命保険を付けて居らない、日本の人口は今六千五百萬あるとして、之を人口に割り當て、見ますると、僅に百分の六百人に付て六人しか保険が付いて居らない、残りの九十四人は一朝不幸があつた時は遺族は忽ち生活上の保障を失つて國家の厄介になり或は親類友人の救済を受けなければならぬ、火災保険に付きましても、先刻會長の御報告に依れば、金額は約二十億、件数は九十萬、日本全國の戸数は約千三百萬戸ある、之を百分率にしますると百分の七位である、日本の家は詰り百戸に付て七戸位の火災保険があるが、他の九十三は一朝火災に罹れば全然烏有に歸し救済の途はない、斯う云ふ悲境に陥るのである、斯の如く日本の保険事業は幼稚である、然るに外國では生命保険、火災保険、海上保険と云ふやうに總ての方面に、人事百般が保険を以て組立られて居る所の列強と、實力上の競争で

は迎も勝を制することは出来ない、今私の計算に依りますると日本人の一年の生活費は六十億であります、さうすると吾々國民が戊申詔書の聖旨を奉戴して、此生活費の約一割を節約する、さうすると茲に六億の金が出来、此餘裕を以て假に生命保険に這入つて保険料に充當すると假定すると、六億の保険料に對しては少くとも百五十億の保険契約が出来、さうすると今の約十五倍の發達を見ることが出来る、百五十億の契約が出来て、此契約が五年乃至十年間も繼續して参りますると、所謂責任準備金なるものは少くとも二十億になる、此二十億の財産があれば日本國民の大多數の生活は安全に保障せらるゝのみならず、國家の經濟も、財政界も安全に保障される、而して近時我國に於て在朝在野の政治家が頭腦を悩まして居らるゝ國防問題も、財政問題も總て資金の缺乏が其原因である、その資金の缺乏も僅か五千萬か一億圓の遺線が六ヶしいといふことから起つて居る、若し此處に二十億の資金が出来たならば、總ての政治問題は直に解決して仕舞ふ、敢て大隈伯を煩はさなくても解決が出来るのである、斯う論じて來ますと、日本の今日の政治

問題を解決するには先づ資金を作るにある、その資金を作るには保険の發達を圖るにある、故に保険の獎勵發達を圖ると云ふことが現下の政治問題を解決するのであつて政治即ち保険なり、保険即ち政治である、斯う云ふことに歸著するのである、故に私は斯う考へる往年の桂公にして四歩利公債に對するの熱心を以て保険の獎勵に盡されたならば、又西園寺侯にして鐵道國有に對するの勇氣を以て保険の獎勵に力められたならば今日の國家の財政の缺陷と國民の生活の困難は確に免れたてでありませう、斯の如く申しますると、四十一年に 明治天皇陛下が戊申詔書を下されましたと云ふことは 陛下が帝王として誠に非凡の卓見を備へられたと云ふことが益々明瞭になるのであります、時の大臣宰相は不敏にして 聖天子の誠意のあるところを解する能はずして保険事業の獎勵を等閑に附したと云ふことは吾々一般國民の一大不幸であると思ひます(簡單と呼ぶものあり)、そこで勤儉自彊の觀念を養成する方法として、私は義務教育の力に依らなければならぬと思ふ、最も強く、最も廣く且つ有効に保険思想を普及せしむるといふことに付てはどうしても義務

教育の中に保険に關する事項を入れて僅儉自彊の觀念を獎勵し、さうして尋常小學生徒に對して充分に保險思想を入れたいと思ふ、言ふまでもなく尋常小學は國民思想の源泉である、是等思想の源泉から流れ出る現在兒童の數を調べて見ると約九百萬であつて、先生が十四萬である、十四萬の先生が九百萬の生徒に對して話して聽かせる、生徒は家に歸つて父兄に語り隣人に話して、遂には國民一般に普及するのであります、此方法に依らなければどうしても國民全體に保險思想を涵養することが六ヶ敷しい、茲に著しい實例を舉げて見ると、尋常小學五年級の讀本に貯金と云ふ記事がある、此の記事を小學校の先生が生徒に話し、その生徒が歸つて父兄に話し、さうして一錢二錢と郵便局に持つて行つたのが僅か數年の間に驚くべき金額に達して居る、塵積つて一千五百萬と云ふ大金となつた、小學校の先生の感化力の偉大なること此一事でも證される、夫故に斯の如き義務教育の感化の偉大なることを知りますが故に政府當局者に於かれまして若し戊申詔書の聖旨を國民に徹底せしめ、勤儉自彊の觀念を國民に普及せしむる考があるならば、宜しく此義務

教育の教科書の中の五枚や十枚は愚か一冊や二冊は保險の爲に費されても宜からうと思ふのであります、一寸御斷りして置きますが、高等小學校の二年級の讀本の中に保險と云ふ記事がある、是は此記事の這入るのに沿革があるといふことを私は聞いて居ますが斯う云ふ風に書いてある、「保險事業とは少人數の蒙るべき損失を多數にて分擔するの制度に外ならず、保險事業を経営する者即ち保險者と保險を附せんとする者即ち保險契約者とは豫め契約を爲し保險者は保險契約者より保險料として一定の掛金を受取り契約中に損失あれば約束の金額を保險契約者又は保險金受取人に仕拂ふものとす、今日我が國に行はるゝ保險事業には、生命保險、火災保險、海上保險等あり云々、是では私の希望に合はない、吾々の希望は先刻申しました通り勤儉自彊の趣意に依りまして、道德的訓話體に書いて貰ひたい、又高等小學校の讀本を讀む者は學童九百萬の約一割に過ぎないのであつて、是では逆も國民一般に普及せしむることは出來ぬから、九百萬の學童の讀む所の教科書に書いて貰ひたいと云ふ意見であります、何卒御賛成を願ひます(拍手)

○森村金造君 質問があります只今提出者は生命保険の効能に付て縷々述べられました、併し此案には尋常小學校の教科書といふことが書いてありますこれは高等小學校若くは中學校の教科書には要らぬと云ふ意味でございますか

○清水文之輔君 要らぬと云ふのではありませぬ、高等小學の本には既にありますけれどもそれは勤儉自彊と云ふ意味でなく學術的に保險の性質を説明してあるに過ぎぬので、且又是は一般の國民に讀まれるのでないから、義務教育の中に入れて貰ひたいと云ふのです

○森村金造君 併し乍ら高等小學にもあつても差支ないではありませぬか

○清水文之輔君 あつて決して差支ないが案は何處迄も尋常小學……

○岡本松太郎君 一體教科書中にさう云うことを挿入すると云ふことは大問題であらうと考へる、そこで提出者の説明は詳しく聞きまして能く分りました、是は餘程重大なる問題であるから私共は宿題として、本會に於ては否決する「ノー」と呼ぶものあり、教育上のことに付きまして色々建議をすると

云ふことは餘程問題が大きいので決して輕卒に決すべき問題ではない「ヒヤヒヤ」と呼ぶものありと考へますから之は宿題にして置きたい

○副會長片岡直溫君 今の御方に伺がひますが、前には本會では否決とあり後のお言葉では宿題とすといふのは此處に決議せず宿題にすると云ふのですか

○岡本松太郎君 左様であります

○久世庸夫君 今の御説明では生命保険丈けて損害保険は含んで居らないのですか

○清水文之輔君 總て含んで居る積りであります、さうして訓話體に……

○横山徳次郎君 誠に御丁寧なる御演説を拜聴いたしましたから、賛成を申し上げますと思ひますが、遺憾ながら御賛成を申上げ兼ます無期延期に願ひます、理由は省略いたします

(賛成々々と呼ぶものあり)

○君 是は大問題でありますから、無論無期延期にせられんことを

希望いたします

○殿木三郎君 只今の問題は是非非常に重大な問題で勤儉自強の御精神に出た
ることと私共是は趣意に於ては大いに宜しいことと思ひます、併し乍ら直に
之を以て可決すると云ふことは如何ですか、もう少し熟慮したい、否決と云
ふことは甚だ喜びませぬ、どうか是は次會迄宿題として其間に十分研究した
い、否決には反對ですが併し乍ら直ちに可決するのもし少し輕卒の様に思ひま
すから之をもう一回延ばして宿題として充分研究したいと思ひます

○田中小太郎君 殿木君に賛成

○副會長片岡直温君 如何であります直ちに御賛成といふ聲はない様で却つて
宿題として大いに研究したいと云ふ説のみ承るのであります、別に異つた
御説はございませぬか

〔宿題々々と呼ぶものあり〕

○副會長片岡直温君 さうすれば本案に對しては宿題として尙ほ研究を致すと
云ふ方の御説を起立に問ふて見やうと思ひます

〔大多數と呼ぶ者あり〕

○副會長片岡直温君 大多數と認めて宜しうございますか……

○鈴木音治君 私は直に可決して貰ひたい、今大多數と認めると云ふやうな會
長の御言葉ですが、私は異論があります、一應起立に問はれんことを願ひま
す

○副會長片岡直温君 さう云ふ御發議がございますならばお氣の毒乍ら、本案
を宿題として暫く延期する、斯う云ふことの御意見の方は御起立を乞ひます
起立者 多數

○副會長片岡直温君 多數と認めます、夫では本案は宿題といたします……
次は

第三、類似保険の取締に關し政府當局に建議すること

本問題は蓬萊生命の大原祥一君より御説明がある筈であります、大原君の登
壇を乞ひます

○鈴木萬次郎君 一寸此際希望を述べたい、議事の模様が大會としては甚だ體

裁を缺いて居る様に思ふ、私は自分の希望を述べたい、お許しはありませぬ
か

○副會長片岡直温君 別段必要はないと思ひます

○鈴木萬次郎君 必要がなければ宜しうございます

○大原祥一君 會長、來賓諸君並に會員諸君、類似保険の取締に關し政府當局に建議する事の案の提出者として、極簡単に御説明を申上げる積りでございます、近來保険業の發達は誠に著しきものでありまして、月を重ね年を経ると共に契約總額は益々増加して參るのであります、此點に付ましては誠に御同慶の至といふより外はございませぬ、併し乍ら是と同時に競争の弊害も亦追々起る様でありまして、而も其競争は追々不健全になつてくる様な傾向があると考へられます、獨り同業者の競争が不健全のみならず、近頃に至りましては、保険類似事業の増加に依りまして、我々保険業に従事して居ります者が其事業の發展を阻害されることが又多くなつて來たのであります、此點に付まして本案を提出した次第であります、勿論類似保険事業の増加と

いふことは事實であつて又其弊害の多大なりといふことも事實でありまして、茲に微細に涉りまして御説明申上げる必要は更に無いと考へます、之を總會の議案と致しました譯は、近來無盡會社とか或は貯金會社といふ様なものが合名、合資或は株式の組織の下に色々の事業を企つて居りますが、要するに一定の期間に一定の金額を拂込ましめ、死亡に對しては斯ういふ風にして救濟するとか、或は火災に遭遇した場合には斯の如くにして貸付を爲すとか、或は満期に至つた時には元金並に其利子を返すといふ様なことで、組織の如何に拘らず主義の如何に拘らず、實際に於て保険類似の仕事をして居るのでございます、農商務大臣閣下も、承はりますれば既に過般の地方官會議に於きまして此の類似保険の取締に關して御訓示があつたさうであります、又商工局長閣下よりも過般の警察部長會議に於きまして、御深切に類似保険の法性質に付て御説明があり同時に其取締監督を御訓令になつたさうであります、是は我々共に取ては誠に有難い事と考へるのであります、併し乍ら獨り農商務省の諸君に監督取締をして戴くさうであるから宜いといふので捨て置

くのは如何なものでありませうか、我々同業者としましても、類似保険の跋扈並に其弊害を認めると共に、今日の如き時期を機会としまして、其事實を認め其弊害を認め、さうして第一に保険事業の監督官廳たる農商務省に申請いたしましたして、又第二には、警視廳、或は警保局長、其他政府當局に申請を致しまして此取締並に監督をして戴きたいといふ趣意でございます、類似保険事業は獨り我々同業者の爲に害を爲すのみならず、地方に於ける多くの契約者を迷はし、終には損害を與へることになるだらうと思ひます、類似保険事業の存在は事實でございます、其弊害も事實でございます、依て願はくば諸君が本會に於きまして事實をお認め下さつて、さうして此の取締監督を當局に請願されるといふ案にどうぞ御賛成をして戴きたいといふことを申上げるのでございます(拍手)

○依田今朝藏君 只今の御趣意は至極結構でございますが一寸發案者にお尋ねしますが、只類似保険を取締つて呉れといふの希望でありますか、又取締方法に付て何か意見を述べ様といふ御趣意でありますか

○大原祥一君 お答しますが取締といふことは、實は我々同業者の方に於てどういふ風に取り締るといふ様なことを、政府當局に向つてお差圖は出來まいと思ひます、併し乍ら其取締は廣義に解釋して、或者を類似保険と見たならば、其創立等を許さないといふことも亦取締監督といふ四字の下に含むことであると思ひます、現在昨年度に於きまして、農商務省に於きましては、保険類似事業と認めて、其創立から停止したといふことも承はつて居ります

○依田今朝藏君 御趣意は分りました、取締つて貰ひないといふことの提出者の御趣意は御尤であります、先刻承はると農商務大臣の祝辭にも類似保険の取締をするといふことを御明言になつて居る、總理大臣の祝辭にも明言がある、斯く明言されたものを、此の大會の決議で更に取締つて呉れといふのは、ダメを押す様なものではありませぬか、それより更に一層進んで、明日の保険部會で之を議題にお出しになつて、具體的にどれ丈けの程度、どんな方法といふ案があつたら、それをお極めになつて、それが若し明日の議決にならなければ、委員を選んで其委員に委せて、政府でも取締つて呉れるさう

だが、こちらには斯ういふ注文がございますといふことを注文せられんことを私は希望します

○大原祥一君 一寸今の質問に對してお答します、明日の部會へ出したらどうかといふ只今の御忠告がありますが、實は此問題は先程御説明しました通り獨り生命のみならず、火災傷害等の保険等にも關係して居ります、保險業全體に係はつて居る問題でありますから、今日の總會に提出した次第であります、又既に農商務省に於きましても、是等の取締監督に付て十分言はれて居るから、差支ないではないかといふこともありますが、先にも申し上げました如く、第一にお頼みしたいのは農商務省でありますか、又同時に警視廳、又内務省の警保局へも請願をして見たいといふ考であります

○副會長片岡直温君 一寸伺ひますが、請願といふお言葉が二度程出ましたが……

○大原祥一君 申請、建議といふことであります

○鈴木萬次郎君 私の述べ様とした意見は述べませぬが、第一から第四迄の間

題は、大概今日迄我が同業者間に於ける輿論とでも言ふ可きもので、既に委員諸君が之を御審査なされて、さうして之を四ツの議題として披露されたのである、之を細かに或は具體的であるとか、方法はどうか、若くは官廳にどうするとか其筋にどうするとかいふことは部會等に於て十分審議した其上で、直ちに之に着手するものもございませう、又他に色々あるでございませう、今日は大綱を此處で意思を極めれば宜いので、折角御審査をなされて出した此四ツの議案に對して之を細かに質問應答或は賛否といふことで、固より議事でありますから、議論をするのは至當でありますけれども、我々會員計りではない、來賓も來られて居る場合でありますから、大抵の意思をお極めさへ出來れば、大會はそれで宜い、尙ほ明日から部會で細かに十分な御議論をなされたら宜からう、今日は大概の事にして成る可く原案に賛成されんことを望みます

○副會長片岡直温君 如何でありますか、此問題は總理大臣の祝辭中にあり又農商務大臣の祝辭中にもあつたことであります、それで政府當局者は異論の

ないといふことは明になつて居ります、なつては居りますが、當局者が言はれるそれより前に我々の頭にあつて、どうしても此儘に打捨置いて貰つては困るといふ觀念を表明する爲に之を建議するのは妨げないと思ひますが、満場一致で御異議がなければ……

〔賛成々々と呼ぶ者あり〕

○副會長片岡直温君 満場御異議がないと認めまして、それで宜しうございませうか

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○副會長片岡直温君 満場一致、可決したものと認めます……次は

次回の全國保險業者大會を五ヶ年以内適當の時期に於て開催すること

本問題は共同火災の倉知誠夫君が説明されます

○倉知誠夫君 私が説明するよりも諸君の方が多く御存じてございまして殊に只今清水君の説明に保險は政治なり政治即ち保險なりといふこともありまして、だから、此必要は無論であります、満場一致で御決議を願ひたうございます

〔拍手〕

○副會長片岡直温君 本問題は御異議はなさそうに思ひますが、如何でありますか。

〔異議なし〕〔賛成と呼ぶ者あり〕

○副會長片岡直温君 御異議がありませんから満場一致と認めます〔拍手〕、これで議案の全部を議了いたしましたのでありますが、茲に差掛つて御發議を要するといふ重大な事柄がありますれば、必ずしも排斥は致しませぬが、斯ういふ席でありますから、色々な問題が試験的に溢れましては甚だ當惑いたします、併し折角の會であつたが、一向言ふことが出来なかつたといふお小言を後で頂戴しては困ります……

○清水彦次郎君 一寸只今御決議になりました事柄に依りましては、或は實行委員を置くといふ様なことの必要はございますまいか、又或は自明の理としてさういふことになるかも知れませぬが、念の爲に一言申して置きたいのは、第一若くは第三の問題で決議になつた事柄は法人ではございませぬけれども

此會の代表者、即ち會長に於て、直ちに爲す可きは爲し、又研究す可き必要のあるものは研究をするといふ其責任を會長が御實行下さることに望んで置きたいと思ひます、一言します

○副會長片岡直温君　これは如何でありますか、便法でありますが、本會の委員は、其任務は終つたと雖も、矢張り保險業に従事される方でありませうか、是等の方と會長とが相談の上、會長が其決議の趣を實行するといふ斯ういふことに致して、若し必要があれば、會長より委員等を囑托することになつたらどうか、これは會長に委して置くといふ斯ういふことで宜しいことだらうと思ひます(拍手)、別段御發議がございませぬから左様致します……

岡商工局長から諸君にお話を致したいことがあるさうであります、此場合に岡君の御請求を許します

(岡商工局長登壇)

○岡實君　本日は農商務大臣が是非共此席へ出て親しく諸君にお目に掛りたいといふ事であつたのでありますが、昨日來病氣の爲缺席になりましたは甚だ

遺憾とする所であります、併し諸君のお考の有らせられる所は私に於て能く拜聴したことでありますから其の趣旨は直ちに大臣に報告を致すことに致します、尙ほ此の機會に於きまして會長の許しを得まして二三の事柄に付て、諸君のお耳に達して置きたいことがございます、逐次其事を申し上げます、第一は近時保險業の隆盛になると共に、各社競争の劇甚なるにつき甚だ困つた現象が生じて來た、即ち會社の理事者が豫期せざるが如きことを募集の上、に現はして居る様な状態が見えるのであります、即ち募集其の他に關する弊害は取も直さず事業の健全なる發達を害するものに相違ないのであります、凡そ不正の競争は如何なる事業に於ても忌むべき現象なりと雖も保險事業の如き公益に密接の關係を有するものに於ては殊に然りであつて、此點は諸君と御相談の上、政府に於ても出來得る丈けそれ等の害を少くして、若し能ふならば之を全滅する工夫を講じなければならぬ、それで今回保險業の主として募集に關する弊害は、如何なる種類のもものが現在存在して居るかといふこと、並に之を矯正救済するにはどういふ手段方法があらうかといふことを一般

の保險會社、而も内外の保險會社に對して其意見を問ひ、且つ警察權を持って居る所の地方官廳及び一般商業上の事に注意をして居る商業會議所等の諸團體若くは諸官衙に對しまして、其事實並に其事實に對して如何なる矯正法を講ずべきやといふ様なことを諮問いたした譯であります、其事たる今日新に起つた問題でなく、既に諸君の中からも度々意見を政府に御建議になつて何とかこれはしなければならぬまい、我々としては政府の干渉は固より好む所ではないが、事業の發達を害するといふことでは黙過す可らざることである、政府も何とかしなければならぬといふことは皆さんから屢々承はつたことである、今度愈々其事を皆さんの御意見に依て實行する爲に諮問の案を出したのであります、どうか生命保險會社協會は無論、一般會社に於かせられても十分に御審議を願ひます、單に形式的の答申では當局を益すること甚だ少いのであります、御答申の内容等に付ては斷じて御迷惑を掛けることは致さぬ積りであります、事實のある所は漏れなくお示し下さつて御意見のある所は御遠慮なくお述べ下さることを此際更にお願ひをして置きます

それから第二に申し上げたいと存じます事柄は近時保險會社の數が大層殖えて参りました、政府がさう澤山保險會社を許しては困るではないか、どういふ積りであるかといふ様なことは、度々諸君の中からも手厳しく我々にお尋ねに預かる所であります、併し乍ら之に對するお答としては極めて簡單なのであります、單に保險業に限らず新設事業といふものは、今日の法律の下では全然自由になつて居るのでございます、而して若し或る事業を營むことを政府が抑壓するといふには、法律の第何條に斯ういふことがあるから、其業務を營むことが出来ぬといふ法律上の根據を示さなくては業務を營むことを禁ずることに参らぬ、政府と致しましても今日の保險會社の數は、是で少いと考へて居らぬのであります、併し乍ら議會が協賛した所の法律には、保險會社を新設するに當り法定條件を具備したるものは之を許す可しといふことになつて居る、我々法を行ふ職に在る者は、此法規に依遵して保險會社の起つてくるのを抑壓するわけには参らぬ、併し乍ら若し基礎甚だ不確實である、其定款、事業方法書、責任準備金積立法其他實際の信用關係に於て、ど

うも事業を開始せしむることは保険業一般の爲にならぬと認められたものは、政府も成る可く之を許さない様に考を持つて居る。斯る場合には如何にするかと云ふと、只今の所では、此御計畫に付ては再應お考へなさいといふ簡単な理由の下に其出願書類全部を返戻するといふ形式を取て居ります。此機会に於きまして、最近に於て、凡そ是等のものをどういふ工合にやつて居るかといふことを皆様にお話を致して置くことは冗なことではあるまいと思ひます。昨大正二年中に發起を認可したものは九であります。其内生命が五、火災が四といふことになつて居る。それから今申しました如き理由に依て書類を返戻しまして、事實に於て認可を與へなかつたものは四であります。即ち生命が三、徴兵が一といふことになつて居る。本年即ち大正三年になりました。今日迄に保險會社の發起を認可したものが四であります。其内生命が三、火災が一といふことになつて居る。併し乍ら同時に、先程述べたが如き理由の下に書類を返戻した分が、生命にあつては三、徴兵にあつては一、火災にあつては一、海上にあつては一、即ち事實に於て認可をしなかつたものが六

といふことになつて居る。即ち發起申請を十爲した内で、四丈け許して六丈けは其發起者に向つて再考を促したのであります。斯の如く近時は事業計畫の内容を出來得る丈け嚴正周密に審査を致し、苟も發起認可を受け若くは營業認可を受くる會社は、如何なる方面から之を審査されても斷じて保險業の信用に關することがないといふことを確認したものでなければ之を許可せざる方法を取て居る。尙ほ御參考の爲に申して置きますが、目下認可申請中のものは各種保險を通じて尙ほ二十あります。是等に付て目下審査中であり、是等に付ても目下我々は毎日督促を受けて居る様な次第であります。それから第三に申し上げたいと思ひますことは、保險會社の業務執行は其當事者に於て責任あるのみならず、又同時に政府としても之が責を持つて居ることであり、而して保險會社の業務を監督するに單に書面のみを以て監督するといふことは事實に於て甚だ効能が薄い。故に成る可く會社に臨んで、各種の書類を査閲し又當路の者に即座に問ふて其會社の事情を明にし、注意すべきは注意し、戒告すべきことは戒告することに出づ可きことであります。

而して此の事柄は一面に於て多數の新出願を控えて居りますに拘らず、差繰り得る丈けの人員を差繰つて検査をして居ることであり、明治四十四年度には十二、明治四十五年度には八會社、又大正二年に於きまして大凡そ二十三會社を検査して居ります、大正三年即本年度に入りましては今日迄検査を行つた會社は十四の多きに及んで居ります、尙目下検査中のもの一あり、今後と雖も出来る丈け人員を差繰まして検査を行う積りであります、検査を行うに付ては必ずしも世上が認めたい良い會社は検査せずといふ方針は採らぬ積りであります、良い會社と雖も亦之を検査することがあるのであります、これは無論の事である、元來農商務省の検査の目的は原則として事前豫防を圖るに存し所謂健康診斷的なることを主義とするものである然るに只茲に我々が平生苦心を致して居ります事柄はどうも検査を行うといふことになると、何か其會社に具體的の黒い影があるかの如く人も傳へ、同業者間にも亦傳へられる、此點は我々が平素困つたものと考へて居ります、故に検査を行うに際しては、出来る丈け他に漏さない、出来る丈け斯る事を外界に發表

することをなさない様にしたいと思つて居るのであります、併し乍ら只今申します如く、主務省の考としては、検査は必ずしも會社の大小、又信用の厚薄を問はず行うといふことを宣明する以上は今後に於て世上の誤解を、検査に對して幾分なりとも取去ることが出来るかと存して居ります、希はくは諸君に於かせられても大體右申す如き考を以て段々これから検査を行ふ次第でありますから、其間の消息を諒とせられ、若し検査官が参りました際には、どうか十分必要の材料をお示し下さる様に茲に豫めお願ひをして置く次第であります

それから第四に申し上げたいことは、類似保険の取締であります、此點に付ては、大原君から委しき御意見がありました、皆様の御意見も拜聴しました、政府に於きましては、此の類似保険なるものは正當の保険事業の共同の敵といふことを考へて居りました、これが剽滅に相當力を盡して居ることであり、それで明治三十七年及ひ同四十二年に於て各地方長官に内訓を發して之が取締の勵行を期したるも近時漸く各種の名義を藉りて類似の保険を爲す

もの多きを致すの趨勢あるは眞に遺憾の至りであります。此の點に關する最近の状況を約言すれば昨大正二年中會社を解散せしめたるもの十件、事業を廢止せしめたるもの三件、刑事制裁を加へたるもの二件にして、内意伺出に對し類似保險なりと認め其の企畫を中止せしめたるもの四件にして明治四十二年より今日迄五年間に取扱ひたるものは百二件です。然れ共今日の實情に徴し到底満足すること能はざるが故に最近に警察部長會議に於きまして、私は類似保險のやり方は公明に非ずして世上の人間を欺き易き組織になつて居ることを話し注意をしました。時としては保險なるものと信託なるものと合の子の様な定款を設けて、一見して保險業法に觸れべきことが明白なるものがあります。斯様な場合には農商務省は地方長官の相談役となつて、保險類似のものは之に解散を命じ若し聞かざる時は容赦なく檢舉を行う様に致したいと云ふ事につき十分に話して置きました。

それから尙ほ保險會社の検査監督並に類似保險の征伐等に付ましては、私から一つ諸君にお願ひ且つお諮りをして置きたいと思ひますことは、先程矢野

君から懇々のお話がありました通り如何にも今日の監督機關は、不十分でありまして、農商務大臣と雖も之を以て決して足れりとして居る譯ではない。政府財政の許す限りこれが充實を期することは考へて居ることであり、併し乍ら何分にも役人のする監督のみでは、平素當業の渦中に居る譯でないのでありますから、會社の監督と言へば又類似保險の探偵をするに付てもどうしても迂濶なることを免れないのであります。それで之を補うにはどうしたら宜いか、官吏を増すことも一つの方法には違ひないが、併し乍ら斯る保險共同の敵、早く言へば類似保險若くは不正な保險は之を征伐するに付ては、どうしても官民力を一にしなれば出来ぬことであると思ふ。それに付ましては成る可く諸君が、此事を當局者に早速知らせてやつたら宜からうと思ふ。お考になりますことは、書面若くは口頭を以て我々にお示しを願いたいと思ふ。態々農商務省にお出下することも出来難い場合も或はございませうから、斯る場合には、書面丈けて澤山であります。又東京ならば保險課の課員を出しまして差支ありません。斯る保險類似の會社があるぞ、不正なものがあ

るぞ、斯ういふ事實がある故調べなさいといふをどうか遠慮なく我々の耳に達する様に、此際一つお願ひして置きたいのであります、是迄と雖もそれ等の深切なる御勸告と御注意に依りまして、監督官廳としても思はざる利益思はざる効果を監督上に挙げたことも多々あるのであります、今後に於きましても、先程矢野君より深切なる御注意のありました通りであります、監督機關の擴大を遂行致し、又諸君等保險會社の方々の間に監督官廳を助けるといふ積りで能く連絡をお取り下さる事を此際に於て偏に希望して置く次第であります、尙ほ本日法制統一等に付てのお話もありましたが、是等に付ましては農商務省も大に心配いたして居るのであります、只先程會長のお話の如く、農商務省丈けの問題でないのであります、此進行が甚だ遅くなつて居るのは遺憾として居ることであり、併し乍ら早晚是等の問題もどつちかに片附くこと、考へて居ります、これ丈けの事を御聞きに入れます(拍手)

○副會長片岡直温君 一寸當席から商工局長に御尋ねをして置きたいと思ひますのは、今一寸此處で浮んだのであります、先刻新設保險會社が出願して

くれば、今日の法律では膳立宜しきを得て居ればどうも許さぬ譯にいかぬといふ御話でありました、誠に其通りになつて居る様に思ひます、併し乍ら保險會社といふものは例へば東京に本店を置きました所がこれが經營を爲す所は各府縣に向つて幾つも代理店を置いて經營して行くべきものでありますから、彼の銀行杯が地方へ本店を設けて或る區域に於て經營するものとは全然趣を異にして、一つの會社が全國の隅々に出て行つてやるものであります、會社の數は今三十七位で、少い様に思ふが、これは素人考で、これが各府縣に三十七ツ、あつたとして見れば随分多いものであります、況んや一府縣に於て三十七所ではない、幾つも代理店を設けて居るといふことである、固より此保險の契約は一人して幾つもの會社に這入ることも出来、幾種類に這入ることも出来るものであります、生命保險に在ては漸次増進して行く分には左迄妨げないものと存じますが、急激に幾つも芽を出してくるといふ様なことは、會社の基礎を鞏固にする上に於ては随分困難なことであります、そこで之に對して、どうも願つてくる以上は許さぬ譯にいかぬといふお話は、

丁度小口保険を經營いたしたいと言つて政府に出願をした場合に、政府は官營にするといふ下心があるが爲に之を許さないといふ方針を今日迄採られた、又今後官營といふ計畫になつたものならば、民間から願つても定めしお許しがなさそうに思ふ、政府が自ら料理するものは民間からこれが出ると拒む、民間でやる方は、困るが致方がないといふやうなお話は世人が甚だ面白くない感じを持つと思ひます、これは今此處で御即答を得て議論を戦はさうと思ひませぬが、小口保険を許さぬ其理を推して何かの便法を設け、何とか當分の間許さぬとかいふとは行政處分としてさう私は六ヶしいこともない筈ぢやと思ふ、それからモウ一つの策は、今日迄は保険を進歩發達せしむる爲に便法を許された、併し最早此の便法を幾つも許すといふことは保険の發達を却て阻害する、故に今後之が經營を爲さんとする者に對しては各營業者に向て堅き制限を設ける、例へば責任準備金の算出に付て堅き制限を設ける、今日迄既に許した者には其制限を加へられては當惑するが、今後新設の者は此の標準に依らなければ許さぬぞといふ手加減は一向差支ない様に私は思ふ、若

し私をして今日の當局者たらしむれば私は斷じて之をやる、少しも躊躇せぬ積りであります、斯く致したならば餘り法律にも牴觸せぬ様にいけると思ふ、其事情は丁度小口保険事業を是迄随分多くの會社で出願したこともある、所がお許しはない、お許しのない下心はどうせこれは官營にするから許さぬと云ふのであらう、然るに新設會社の方は願つてくれれば之を許す、そうして之は法律上禁ずる譯にはいかぬからだといふのは、少々依怙最負になる様に思ふ、どうか此事は一つお考へ置を願ひます……これで今日の議事を終りました様に思ひますから、閉會を致します(拍手)

是にて議事を終り茶菓の饗應あり随意談話の後散會したり

○部會

大正三年六月七日午前九時より各部會を開く其記事次の如し

○生命傷害保險部會

生命傷害保險部會出席諸氏芳名左の如し

- 明治生命 藤田讓、海老原介太郎、吉村徳之助
- 帝國生命 北里袈裟男、鈴木太郎、城谷忠三郎、窪田隆次郎
- 日本生命 片岡直温、久世庸夫、弘世助三郎、森村金造、田中弟稻
- 内國生命 矢田部洪居、岩淵寅三
- 太陽生命 清水文之輔、磯野節之輔
- 共同生命 渡邊義一、堀口造酒、中島和三郎、長谷川準太郎
- 有隣生命 平野次郎、湊元忠太郎
- 日本共立生命 大川右平、稻崎重助

- 仁壽生命 下郷傳平、山口久四郎、吉澤鉦三郎、玉木爲三郎
- 博愛生命 磯谷敬之助、中村文四郎、田中小一郎
- 眞信生命 瀧山瑄、石原延太郎、平田守治
- 日本教育 清水彦次郎、中野實、松野與、伊達祐次郎
- 愛國生命 甲能順、吉武蘇人、山本廣節、福富方夫
- 共濟生命 大原萬壽雄
- 東洋生命 伯爵柳澤保惠、矢野恒太、石川善太郎
- 第一生命 麻生義一郎
- 千代田生命 廣岡惠三、平澤眞、水谷友恒、高槻元俊
- 大同生命 伊藤鼎、鴻田秀一、吉村欽太郎
- 萬歲生命 橋本家藏、菅田英久
- 日本火災 池田龍一、野坂鎌之助、吉野伊八郎
- 日清生命 河村深造、土肥梶太郎
- 横濱生命

- 日之出生命 岡本敏行、栢木竹次郎、難波義治、齋藤作太郎
- 國光生命 岩間六郎
- 神國生命 森岡京次郎、宇井孝三
- 福壽生命 近藤徳次郎、吉田忠治郎、杉野信次郎、山野井善郎
- 富士生命 藤本徳之進、河野九峯、甫喜山静枝
- 大平生命 楠秀太郎、宮崎要藏、鈴木音次、山本清、平山英治
- 東海生命 池田元朔
- 蓬萊生命 大原祥一、鯉淵登喜男、森岡道淳
- 同胞生命 村上幸作、牧本長太郎、海保貞亮
- 旭日生命 山口庄兵衛、松田留次郎
- 常磐生命 吉田榮右
- 八千代生命 藤本信吾
- 大正生命 磯野正登
- 中央生命 朝倉菊衛、安田清忠、尾崎庄兵衛

- 高砂生命 阡陌堯一、平澤耕平
- 徴兵保険 小林復次郎
- 日本徴兵 和才萬一
- 日本傷害 栗津清亮、眞銅芳太郎
- 共同火災 廣瀬鉞太郎
- 來賓 諸君 松本 悉 治 志田 鉦 太郎
- 村上隆 吉 片山 義 勝 伊藤 萬 太郎
- 野守 廣 宮本 幸 五 郎

部長片岡直温氏會長席に就き午前十時十分開會を宣し準備事項記載の議案に付き議事を開きたり左の如し

○部長片岡直温君 是より生命傷害保険部の會議を開きます、會議に先つて御協議を願つて置きたいと存じますのは別段纏つた會議規則のやうなものもございませぬ、又會員の資格に付ても一社何名と云ふ如き限定もないやうであります、夫故に一般普通の會議法に依つて議事を纏めやうと考へます、而し

て決議の表し方も出席員の數に依つて定める考であります、それで御異存はないのでありませうか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○部長片岡直温君 別段御異議がないやうに認めますから右申上げましたやうな大體に依つて議事を纏めようと思はれます

議案第一、模範申込書及模範診査報状を定むること

出題者たる大正生命の磯野正登君の御説明を乞ひます、此際序に申上げて置きますが、説明が済みまして質疑なり討論をなさる場合に於ては、速記の都合もございませうからどうぞ何會社の何某と云ふことを御告げ下され當席より許しました場合に御發言下さるやうに願ひます

○磯野正登君(大正生命) 議案は「模範申込書及模範診査報状を定むること」と云ふのでございます、保險當業者間には諸種の學術的團體がありまして諸種の實際問題を研究せられて居るのであります、例へば普通保險約款に付いては模範保險約款と云ふものが出来て居りました、大體大同小異はありますが各社

之に則つて居られるやうに思ふのであります、細目に於ては之を異にするものもありませんけれども、大方針に於ては即ち之に則つて居るのであります、又生命保險會社協會に於きまして模範事業方法書とても申しませうか、事業方法書の記載例に付きまして模範的の基礎と云ふものが出来て居ます、之と同じく申込書及診査報状も模範的のものを御研究を仰ぎたいと云ふのが本案の趣旨であります、更に其理由を細かに述べて見ますと、吾々が實際業務に當りまして一人の死亡があつた場合には其一人の死亡者が幾つもの會社に關係をして居つたと致しますると、其當該會社の診査報状若くは申込書を交換致しまして、さうして會社の態度を決する場合もあるものであります、斯る場合に其診査報状なり其申込書なりが區々でありますると見悪いとなか／＼夥しいのであります、是が本案提出の一の理由であります、更にもう一つの理由は保險醫務の方の問題でありまして、囑託醫に關する問題は餘程研究せられて居るやうに窃に拜聴して居るのであります、又今回の醫務部の問題と致しまして、第一に「囑託醫養成の機關を設くること」と云ふのが提出になつて

居るのであります、斯る嘱託醫養成の機關と云ふものが若し出来たと假定致しますると其處には何等かのテキストブックと云ふものがあつて欲しいのであります、斯る場合にも模範申込書及び模範診査報狀が出来て居りますと嘱託醫養成の機關を設くる上に付いても其解決が一步近付くのではありますまいか、又更に進んで共同嘱託醫の問題に付いても是が解決して居ると幾らか解決が近付くのではないかと云ふのが本案提出の第二の理由であります、尤も此模範申込書と申しましても單純なる申込書ではありませぬ、即ち告知書をも含ましたる意味の申込書であります、被保險者若くは契約者は告知の義務を有する、如何なる範圍、如何なる事項に付いて其告知の義務があるかと云ふに、我法文には「重要なる事實若くは重要なる事項」と漠然と規定してあるのでありますから、各社御取扱がなか／＼まち／＼のやうにも存じます、此邊を十分に御研究の上に模範的のものを作ることに願ひたい、斯う云ふのが本案の趣旨であります、扱て此事を實行しやうと云ふには一時間や三十分の短時間に於て實行することは到底困難であります、仄に委員の方に伺ふ

ところに依りますれば此大會の收支金が幾らか残るやうにも拜聴しましたから、若し其金でも剩るものならば其金の幾分を割いて實行の方法を講ずる、それに付きましてはアクチュアリー會とか或は保險醫學協會とかと云ふ會がありますから、是等の會に嘱託し又は相當委員を選任せられて實行を期せられんことを希望するのであります、尙終りに一つ御斷りして置きますが、模範診査報狀を定めることは既に醫務部の第二の問題になつて居ります、夫故に此處では之を分離して唯申込書即ち告知書を含んだる申込書と云ふ意味で御討議を願つて、而して其實行方法を御講究あらんことを希望する次第でございます

○部長片岡直温君 別段御質問なり御意見はありませぬか

○鈴木音治君(太平生命) 唯今大正の磯野氏の説明を伺ひますれば吾々が豫て此事がありたいと考へて居りましたこととでございますから更に異議のないのみならず速にさう云ふ方法を立てられんことを望みます

○部長片岡直温君 別段御議論がないやうでありますから……

○大原祥一君(蓬萊生命) 此模範診査報狀と云ふ點に付きましては保險醫務部の議案の第二にもなつて居るやうであります。兩方で異つた模範診査報狀を決議になるやうなことになるいたしましたならば其場合はどう云ふ風になるものでございませうか、一寸御尋ね致して置きたいと思ひます。

○磯野正登君 それは唯今一寸御斷りを致しましたが、本席では模範申込書即ち告知書を含んだる模範申込書のみについて御討究を願ひたいと云ふことに私は御斷りをしたやうに記憶して居ります。何れ此實行の方法に付きましてはどう云ふ方法になるか知れませぬが、或はアクチュアリー會と保險醫學協會と兩方へ囑託なさるか、或は又特別なる委員に附託なさるか、それは適當な方法もございませうと思ひます。

○大原祥一君 さう致しますると此第一の模範申込書と云ふ分は宜しうあります。模範診査報狀の點に付きましては詰り條件附の決議より外出來ないことになりは致しますまいか、唯今提案者からの御説明に依ると生命保險部の方の議案の第一としましては、告知書を含んだところの申込書であると云

ふことであります。各社に依りまして其形式は異つて居るやうに聞及んで居りました。或會社では診査報狀に告知書を附加して居り、或會社では申込書の方へ告知書を附加してあると云ふ風であります。其點が如何なるものでありませうか。

○森村金造君(日本生命) 是は生命保險部會と保險醫務部會の兩問題になつて居ります。此診査報狀は保險醫務部會に於て保險醫の方の點から考へることゝ、それから又保險事務の方から考へることゝ、或は異つて居ることがあるかも知れぬ。それで是は此案の如く先づ生命部會では相當の案を御作りになり又保險醫務部會でも案が出来ませうで、それを合して最後に纏めると云ふ方法を御採り下さる方が宜からうと思ひます。一寸愚案を一言致して置きます。

○尾崎庄兵衛君(中央生命) 告知書を申込書に附けるや否や、診査報狀に附けるや否やの問題でなくして、それを總括的に何れが宜きかと云ふ研究を加へて模範報狀と申込書を作成されんことの希望を私は有つて居ります。

○部長片岡直温君 丁度提出者の意見も餘り異りはないと思ひますから、要す

るに大體を此處で極めたならばアクチュアリー會なり其他のものに於て其の實行方法を極めて貰はうと云ふのでありますから、自から研究の結果其處に歸着するのでありませう。是は大體に於て諸君が御異存がないならば提案者の意見の通り定めて直ぐ保險醫務部の會議に此決議を致したことを通報すれば向ふの方に於ても便宜であらうと思ひます

○森村金造君 唯今アクチュアリー會と云ふことが頻りに出ましたが、是は不クチュアリーに關する問題ではあるまいと思ひます。是は保險事務に關する方でありませうから、別に委員でも御選びになるが宜からうと思ひます。アクチュアリーの方は餘り事務の方に關係がないやうに思ひますから……

○部長片岡直溫君 實行の方法に付いては昨日の決議も同じことでありまして、決議になりました以上は會長の考もありませう。委員等を設けることに付いて、更に御諮りをすることになるかも知れませぬ。唯此場合に付いては本問題に付いてのみ御決議を願つて置きませう

○久世庸夫君(日本生命) 一寸御決議になる前に——此案は吾々も極めて賛成で

あります。唯是は各會社の都合政策上どんな模範の申込書診査報狀が出来ましても一々其通りを實行することは不可能でございます。それは無論強行させるると云ふ御趣意はないものと思ふて賛成して宜しうございますか、其處を一つ御尋ね致して置きます

○部長片岡直溫君 それは御尋ねの通りであります。別段御異存がないやうでありますから決を採らうと思ひます

○清水彦次郎君(愛國生命) 一寸一言御提案者に御尋ねをして置きますが、若し此模範申込書、模範診査報狀の斯う云ふものと云ふ大體の案を立てられたものがございませうなれば研究の材料として御提案者から御差出し置きを願ひたい、斯う云ふものにしたと云ふ具體的のものがあれば當會へ御差出し置きを下ることが非常に便利だらうと思ひます

○磯野正登君 唯今清水さんの御要求でございましたが、遺憾ながら私共貧弱な頭には斯う云ふものが理想的であると云ふことを當會へ提供すべき材料は更らに持ちませぬ、各會社がイロ／＼異なつて居りまして多年御使ひ慣れて

御出でになるのでありますから、それに就いてイロ／＼御意見もあることであらうと思ひます。私も意見のみならば多少は有つて居ります。夫等のものは實行の方法に這入つて研究討議を要すべきものであらうと思ふのでございます。茲には本會へ提出する材料がないと云ふことを御断りして置きます。

○部長片岡直温君 本案に對して反對の御意見はないやうに認めます。滿場異議なしと認めて宜しうございますか、それでは提出者の意見の通り決定を致します。それは次の問題即ち

議案第二、速かに國勢調査を實行し併せて職業別死亡統計を發表せられんことを政府當局に建議すること

本案の説明は提出者磯野君よりせらるゝのであります。

○磯野正登君(大正生命) 問題は頗る簡單でございますけれども讀んで字の如く速に國勢調査を實行すると云ふことが一つと、併せて職業別死亡統計を發表せられんと云ふ二つのことを政府當局に建議するのであります。無論誤解

もなからうと思ひますが先づ以て國勢調査を實行し然る後に職業別死亡統計を發表せられんことを希望するのであります。御承知の通り國勢調査と申しますとナカ／＼容易ならぬ問題でありまして、多額の費用と勞力と年月とを要するものであります。若し此國勢調査が出来なければそれは已むを得ないけれども、少なくとも此職業別死亡統計を發表せられんことを希望するのであります。本案提出の理由と致しましては是亦簡單でありまして、何れの一等文明國と雖も國勢調査なき國家はありませぬ。吾々生命保險事業の基礎となるべきものは、豫定利率と死亡統計であります。其死亡統計が國勢調査の如き精密なる研究に依らないものであると云ふことは當業者として洵に残念であります。日本、明治、帝國三會社は非常に多額の經費と勞力とを費されて其經驗を發表せられた事實もあります。國家は一つ進んで國勢調査をやつて戴きたいと云ふのが希望であります。又第二の職業別死亡統計、是亦内閣統計局などに於て是非共、一つ御發表あらんことを吾々は切望して止まぬのであります。私共が實際の問題に於きまして斯る被保險者と契約すべき

や否やと云ふことを決する場合に於て、往々にして此職業は如何、及び同じ職業でありまして年齢に依つて又危険に差があるものもありますから、此職業であれば何歳の者であるから契約を決定しても差支なからうと云ふやうな多少漠たる標準でありますけれども、其標準は斯る研究を待つて初めて吾々は適従するところを知るのであります、統計局に於きましては私は能くは承知しませぬが、たしか東京市及び大阪市の住民に就いては研究せられたのがあつたやにも思ひますけれども、日本全國のものに就きましては未だ何等の研究が發表せられて居ないのであります、御承知の通り英國などに於きましては彼のレポート、オブ、レヂスターゼネラル即ち統計年鑑とても申しまするか、其附録と致しましてたしか十年毎であつたと思ひます、職業別死亡統計が發表になつて居りまして、今やたしか五回か六回に及んで居ると思ふのであります、其他佛蘭西にも、獨逸にも、亞米利加にも又彼の小さい瑞西のやうな所にも之を發表して居るのであります、問題が多岐に互るやうになりますけれども、今私が小さい瑞西などが發表して居ると申しましたが、國が

小さいから困難と云ふのではありませぬ、詰り一國の人口が非常に少ないのであります、其少ない中に之を年齢に區別し之を職業に區別しますると其死亡の材料が至つて薄弱になります、此處に理論上の非常な缺點を存するに拘はず、矢張り種々の法則に照合はして適宜なる理論の下に適當の職業別死亡統計を作つて居ることは感ずべき至りであります、我日本に於きましても斯るものを發表にならぬことは誠に聖代の耻ではないかと私は考へるのでありますから、是非共速かに實行せられんことを我保險大會の名を以て其筋に建議したいと云ふ趣旨でございます宜しく御審議の上御賛成を願ひたいと思ひます

○伯爵柳澤保惠君(第一生命) 一寸提出者に御待ちを願ひたい、少し伺ひたいことがございますが、此國勢調査と仰しやるのは狭い意味の方のこと、考へますが

○磯野正登君 センサスの意義であります

○伯爵柳澤保惠君 センサスでございますが、センサスにも其意味の廣いのと

狭いのがありますが、あなたの御話のは狭い意味のセンサスと考へますがそれでは宜しうございますか

○磯野正登君 戸口調査をやつて、嚴密なる意味のセンサスを意味した……
○伯爵柳澤保惠君 さう云ふことを伺ふのではありませぬ、廣い意味と云ふのは御承知でもありませんが亞米利加邊でやつて居るセンサスを申しますので、彼の狭い意味と云ふのは重に歐羅巴各國でやつて居るセンサスを云ふのであります、提出者のは歐羅巴各國のセンサスの意味でありますか、亞米利加邊でやつて居るセンサスの意味でありますか

○磯野正登君 歐羅巴各國のセンサスの意味であります

○伯爵柳澤保惠君 分りました、第二に伺ひたいのは全國の職業別死亡統計、是は唯今の御説明に依りますると内閣統計局では僅に東京市其他小部分の外發表がないと云ふやうに伺ひましたが左様でございますか

○磯野正登君 と云ふやうに記憶致して居りますか……

○伯爵柳澤保惠君 然らば提案者に向つて私は少々御注意を申したい、私は此

御返答を伺つて少し驚きました、何となれば日本帝國の職業別死亡統計は提案者の御満足になる程度ではございますまいが頗る緻密のものがございます、之を簡単に申上げて御参考に供したいと思ひます、内閣統計局に於きまして、日本人口動態統計の中で死亡原因を職業に依つて分ちましたものは明治三十九年の事實に始つて居ります、現に公刊されて居るものがございまして、原表と比例表が種々あります、原表の方で申しますと體性、原因及び職業に由り分ちたる死亡、是は各府縣北海道及び人口五萬以上の市に就いて體性及び死亡原因別になつて居る(是が四十六の類別と、其他特別なる死亡原因七種あります)、斯う云ふ風に分ちましたものを職業二十六類別に分ちまして尙之を有業者、無業家族に分つたのがあります、是は原表の方であります、比例の方では、職業に由り別ちたる死亡、それは各府縣北海道及び人口五萬以上の市を各別に男、女、計及び有業者、無業家族に分ちまして、尙各々に付いて二十六類別の職業を千分比例となしてあります、それから次には原因及職業に由り分ちたる死亡、是は甲乙二表に別れますが其の一は各府縣北海道の

統計及び人口五萬以上の市の統計を各別に男、女、計及び職業二十六類別とし尙之を有業者、無業家族の二つに致し其各々につき四十六の死亡原因別を千分比例にしたのがあります、もう一つの方で申しますると各府縣北海道の統計及び人口五萬以上の市の統計を各別に男、女、計及び四十六の死亡原因別にいたし、更に之を有業者、無業家族に分ちまして其各々に就いて職業の二十六類別を千分比例にしたのがあります、明治四十二年に至りまして死亡原因に改正を加へた結果、原表に於ては多少變更はございますけれども、尙職業に依つて別つたものに至りましては餘り差は認めませぬ、即ち從來は死亡原因が四十六に別つてありまして、尙別に特種なる死亡原因が七種擧げてありましたが、之を分合して更に六十一の類別にしたに過ぎませぬ、但し此分合の結果多少從來のものとは一致して居りませぬ、是は詳しいことは本を御覽になれば分ります、それから尙四十三年に至りましては明治四十二年の變更の外更に府縣北海道の各表中、京都府及び兵庫、岐阜、青森、山口の各府縣に關する計數は内地の二大流域即ち太平洋及び日本海の流域に由り事實

を別たんが爲め、更に之を細別して表彰することになつて居ります、大體如此である然るに唯今の御説明に依ると少しの分ぶんしかないと云ふやうに考へられますが、甚だ差越へたこととは思ひますが是等は御調査がないことと考へます、是等を御覽になつて、是でまだ不十分であれば是以上どれ位までが必要であると云ふことを御説明がなければ吾々は賛否を決することか出來ないと思ひます

○磯野正登君 唯今縷々御注意がございましたが、あの統計年鑑に於て御發表になられて居りますものは或は私の見損ひかも知れませぬが、年齢と云ふことに付いては更に没交渉のやうに記憶致して居ります、詰り或職業の者が千人に對して何人死んだかと云ふ單純な事實であつて、是でも無きに勝るのではありません、あれば誠に結構でありますが、それ以上私の希望するのは詰り、職業と年齢とを二つのファンクション其二つを詰り變數とするところの統計が欲しいのであります、一例を申述べますと例へば船乗、此船乗でございましてならば成程危険は多いやうでございますが、或一定の年齢以後

になりますと例へばイングラランドの統計にしましても、蘇格蘭の統計にしましても皆一般の死亡率よりも低いのであります、でありますから船乗が必ずしも危険とは言へぬのであります、即ち年齢に従ふところの一のフアンクシオンであつてそれをも加味したるところの職業別死亡統計の謂であります、斯る精密なる統計の發表を其筋に希望する譯であります、一寸私の誤解であるか知れませぬが御答辯して置く次第であります

○伯爵柳澤保惠君 如何でありますか、唯今の御話のことは分りましたが、私の申上げた事は、是は統計年鑑のことではございませぬ、日本人口動態統計の各表、あの大部のものを御覧になると分りますが、併しそれは此處に本がございませぬから、此處で申上げるのは御互に水掛論になります、是は能く更に御協議を致したい、私の申上げたことに付いて本を御覧下すつて果してそれでも御不満足であれば、どの位のことをしたいと云ふことを或は此會で協議をさせぬでも更に協議の上十分なる案を作つて斯様な死亡統計を欲しいと云ふことを建議した方が私は正鵠を得たものではないかと思ひます、

唯漠然たることを以て其筋に迫ることは私は専門家として賛成が出来ない、故に是はもう少し細かいところを御詮議の上更に御提出になつては如何でありますか、此儘では賛同に苦しみませぬ

○森村金造君(日本生命) 此職業別死亡と云ふことに付いては意味が二種あるだらうと思ひます、一は其職に在つた時に死んだもの、それから一は其職業が死因となつたものの二種あるだらうと思ひます、生命保険の方に必要なのは其職業が死因となつたときの死亡率が欲しいのであらうと思ひます、唯其職業に従事した時に死んだと云ふものでは餘り用を爲さぬかと思はれるのであります、さう云ふやうな細かい調査が統計局で出来るものでありませうか、今柳澤伯爵の御説明で可成り詳しく調べられてあるやうに思ひます、尙其上に保険業者が非常に面倒な請求をしまして、餘り世の中の事に通じない者だと思はれても甚だ訝しいと思ふのであるが、もう一遍さう云ふ統計の出来るものでありますか、統計學者の柳澤伯爵から御意見を伺ひたいと思ひます

○伯爵柳澤保惠君 此死亡原因殊に職業別に付きますのは死因となつた時の職

業を一々適確に表はすと云ふことは到底出来ないのであります。普通調査するときの職業が出るのでありますから、それが丁度死因の職業に當れば宜しい、所が御承知の通り今朝まで或職業をした者が晩に或職業に變つたと云ふ、さう云ふ場合に死んだ時、果して死因として皆最近の職業を書きますかどうかと云ふと大概今迄やつたところの職業を書きませうから、事實其死因となつた職業で死んだと云ふことの職業を御希望通り書くことは如何かと思ひます。今日迄日本でやつて居りますのは御承知の通り區役所に届出たところの届出に依つて動態統計を作るのでありますから、是が果して生命保険業者が御希望通りのものに當るかは私共疑つて居ります然し大數の上から申せば、用を爲さないことにはあるまいと思ひます。

○磯野正登君 唯今大分問題になつて居るやうでございしますが、吾々貧弱な研究に依りまして差出がましいとを申上げるのは誠に恐縮の次第であります。此職業別の死亡統計を而も年齢に従つて細かなものを作らうと云ふことはアクチュアリーの問題としましては相應に困難な問題であります。所謂世

の中の統計學者がやらるところの單純なものでありますれば至つて簡單のやうにも思ひますけれども、例へば英國の如きは殊に蘇格蘭に致しましては、もイングラントに致しても、今年調査しやうと申しますると其前後三ヶ年間の材料に基きまして研究を進めて参りますし、又佛蘭西の巴里の如きはたしか前後七ヶ年と記憶致して居りますが、其間の材料に基いてやつて居ります。是も英國流に致しても、佛蘭西流に致しても自から一得一失がありますので、例へば一つ簡單に御話しやうならば英國の如きは三年でありますから期間が短いだけに材料は乏しいが、其間に職業の變更と云ふものが比較的少ないと云ふやうな一つの利益もあります。又巴里流に従ひますると期間が長いだけに其間に自から職業の變更があるなどか云ふことで、非常にややこしくなると弊害が伴ふと云ふやうに、尙細かに之を分析すれば随分やかましいものもあらうと思ひますが、斯る方針に従つてやつたところの職業別死亡統計の外には私共狭い見聞の範圍内に於ては世界に於て存せぬやうに思ひます。さう云ふ意味のものに致しましても十分吾々當業者

には偉大なるオーソリチーを與へることを確信して疑ひませぬ、一寸附加へて置きます

○久世庸夫君(日本生命) 昨日も總理大臣閣下からの御祝詞の中に保険全體です
が殊に生命保険は今日迄所謂自彊自營で今日の發達を見て居ると云ふことが
ありました、唯今種々専門の御高説を拜聴して本問題を御提出になつたため
に吾々は得るところがありました、之を其筋に建議することは一つ御見合せ
を願ひます

○矢野恒太君(第一生命) 先刻來提出者並に其他の諸君の御高見を伺ひましてご
ざいますが、先程私の會社の柳澤伯から説明せられました日本人口動態統計
に關する統計のことは提出者たる磯野君が失禮であるけれどもまだ御覽にな
つて居らないのでなからうかと一寸御話中に理解せられるのであります、是
は他の諸君も御覽になつて居られぬ方もあるか知れませぬから柳澤伯からも
御説明がありました、尙重ねて申上げるのであります、統計年鑑よりは
遙に大部のものであります、餘程緻密に年齢及び職業に別けて報告になつて

居ります、併し賣本となつてありませぬから或は諸君に十分行亘つて居ない
かと思ふのであります、斯う云ふものを政府が折角調べて出すのに是が吾々
の耳目に十分觸れないと云ふことは甚だ遺憾であることを感ずるのでありま
す、或機會に斯う云ふものを能く諸君の目に觸れるやうにして貰ひたいと云
ふことを希望したのであります、是は問題外であります、扱て此政府
から出すところの死亡統計は死亡だけの所謂人口動態統計、此動態統計はど
うなつて居るか云ふと所謂動態でありまして、國民が靜止したる状態に於
ける所謂現在の状態と云ふことを調べたのが所謂靜態統計であります、生れ
るとか死ぬとか、移住するとか或は結婚するとかと云ふ其間に於ける變化を
現はしたものが所謂動態統計、甚だ幼稚なことを申上げて失禮であります、
其變化を總て書いたのであります、靜態の方はどうしてもセンサス所謂人口
調査を待たなければ是は今迄の戸籍に依るより外仕方がないのであります、
動態の方は先年來個々の場合に於て個々のカードを作らせ之を内閣統計局に
送らして居るのであります、例へば一人子供が生れたと云ふと、戸籍吏が其子

供のために一枚のカードを作つて之を統計局に送る、それから死亡の場合にも其ために一枚のカードが出来、結婚したと云ふと其結婚した者のために一枚のカードが出来ると云ふやうになつて居ります、それで今は死亡の問題であります、死亡したる人に對する統計の分類はなか／＼緻密に出来て居る、私は世界の事例は能く知りませぬけれども、恐らくは諸外國の死亡統計と致しまして、是等より以上の餘り精しいものは出来て居らないと思ひますけれども、茲に吾々の希望する職業別統計は死んだ人が何人、肺病で死んだ者が日本に何人ある、其中で商人が幾人あるとか農業者が幾人あるとか、石屋が幾人あるとか大工が幾人あると云ふことを知つただけでは生命保険の方では何の用もしないと云ふことは極端に言つても宜いのであります、抑々日本に商人が何人、農業者が何人、大工が何人、石屋が何人ある、其中で石屋が何人肺病で死んで商人や農業者が何人死んだと云ふ其靜態統計がはつきりして居らないで動態だけが分つたのでは何にもならぬ、丁度此會社は今年百萬圓出たとか或は今年五十萬圓出たと云ふても契約高が分らぬければそれが多い

のであるか少ないのであるか一向判断が付かないのであります、之を直に生命保険に應用する上に付いてはそれでも参考にならぬことはありますまいが靜態が明かになることを非常に希望するのであります、そこで提出者の第一に言はれたやうに先づ人口調査をして貰ひたい、此人口調査と云ふことも先刻柳澤伯から御質問があつて御注意があつたのであります、是は統計學者でないに能く吾々は知らぬことではありますが、廣い意味の詳しい方のセンサスを行ひて、職業別に人口の基礎を一つ定めて貰つて、さうして日本に大工が何人ある、其大工がどう云ふやうな病氣で何%死んだ、それから石屋が何人あつて、其石屋がどう云う病氣で何人死ぬと云ふ、一方に又動態統計に於て職業別と年齢別の明かなものが出て來ると吾々は營業上非常に好都合を得るのであります、其意味に於て提出者の御考も矢張り統計の詳しいものを欲しいと云ふ御希望から斯う云ふ文句になつて案が出たのであらうと思ひます、先程日本生命の久世君からして折角であるけれども是は此案を否決したから宜からうと云ふやうな御説が出ましたが、折角此大會に出た案でございま

すから私は矢張り有ゆる方面から日本の人口調査をすることは政府へ建議したいと思ふのであります。是は吾々當業者に取つては非常に必要を感じるところと考へますから是非此人口調査を成るべく早くして貰ひたい。此事は度々議會にも上り又統計學者などの非常に熱心な御盡力もあつたに拘はらず、不幸にして調査委員が出来たり、又其調査會が無くなつてしまつたり、なか／＼金の掛る問題でありますから、さうして其事が他の政治上の華やかな問題の如くありませぬので、動ともすると政費の少ない時代に於て犠牲に供せらるるの虞があるのでありますから、どうか是非全體日本に何人人間が居つて、日本人はどう云ふ職業をやつて居るのか、どう云ふ者が多いのであるかと云ふことを明確にしたい、それがはつきりしないとまあ凡そ斯んなものだらうと云ふ位で政治をして行くのであります。總ての根本が之に依つて分るのでありますから人口調査と云ふことは生命保険などと云ふ狭い問題でなく考へても非常に必要なことと思ふのであります。それに今の御提出のやうな職業統計が欲しいと云ふのでありますから、一方の職業別の死亡統計

の動態に關する分は明かに出て居りますが、之を割當る職業別の現在人口統計が明瞭でありませぬから、少し此文字の意味が併せてと云ふことが明瞭でありませぬから此併せてと云ふ字を削つて速かに國勢調査を實行し職業別死亡統計を發表せられんことを政府當局に建議することとすれば一向差支ないと思ひます。此併せてと云ふ三字を削つて御決議を願ふことになすつたら如何かと考へます。尙皆さんの御意見を伺ひます。

○伯爵柳澤保惠君 誤解のないために一言附け加へて置きますが、私も先程續々提出者に質問を致しましたが、私は初めの方の速かに國勢調査を實行しと云ふことに付いては全然御同意であります。唯併せて以下のことが少しく如何かと思ひましたので卑見を述べたのでありますけれども、今矢野君の申される如く國勢調査をすることに付いては何等異議もありません。恐らくは滿場の諸君も御同感であらうと思ひます。故に私は若し提出者が雅量を以て國勢調査を實行せんことを建議すると云ふことに御改め下さることが出来まくなれば結構と思ふ。久世君も先刻職業死亡統計の方では御論があつたと考へ

て居りますが國勢調査の方は御異論もあるまいと考へる、若し左様なれば矢野君のとは少し違ひますが、國勢調査を實行すると云ふことだけの建議をしたら如何かと思ひます、私はそれだけを申上げて置きます

○部長片岡直温君 矢野君の御考は別に柳澤伯のと違はぬかと思ひますが、結局同じことで……

○矢野恒太君 同じことでありますが、唯餘り議案を變へたくないと言うので……

○部長片岡直温君 提出者に御協議しますが、どうです其修正の動議と見て御譲りになつては如何です

○磯野正登君 私は此問題に對しては皆さんが如何やうに御修正になつても提出者は何等の権利を有ちませぬから其邊は御自由に御議定を願ひたいと思ふのであります

○部長片岡直温君 唯議事の進行上御相談するのでありますが、無論議案として出る以上は修正説も否決も如何やうにもなるのが是は當然のことでありま

すが、今柳澤伯爵の修正通りに御同意にさへなれば問題が一つになつてしまふのであります、それで提案者が御異存さへなければさう御改めなさつた方が宜からうと思ひます

○磯野正登君 是は唯此場限りのことでございませぬけれどもどちらになりましても差支ありませぬが、私一個の考としては當業者としては實は第二の問題が頗る必要なことに感じて居るのであります、詰り各職業の總人員が分り、ソレに對する年齢の細かなものが分り、ソレは例へば其年齢が五年隔きでも十年隔きでも宜しうございますがサウ云ふ細かなものが分り、而して死亡者が分つて其比率を求めたいと云ふことが希望であります、是は私に取りましては重要な希望であると思ひますが、唯會の進行及び平和を保つ上に付いては無論撤回しても差支ない積りであります

○矢野恒太君 磯野君に一ツ御再考を願ひたいのであります、職業別の精しいパーセンテージが見たいと云ふことに煎じ詰めて言つたならば唯今の後段の御話は歸着するのだらうと思ひます、其職業別の死亡者が如何なる職業の如

何なる年齢級に於てドウ云ふ風に死ぬると云ふ割合は所謂動態の状態に付いては今日既に明瞭なる報告書が出て居ると云ふことを前々來伯爵からも縷々御話があつたのであります、そうすると之に對する現在状態の職業がどうなつて居るが、日本人が何人居るか云ふことの方……之を數式に書けば分子の方が明瞭に分つて居るが、分母なる數が分らない、其分母なる數を明かにするには人口調査をすれば明かになりますから、そこで人口調査さへして貰へば分子の數は明瞭な數が出て居るのであるからそれだけして貰つたら宜くはないかと云ふのが伯爵の御意見であります、私共全く同一意見であります、併し此併せてと云ふ字は削りたいので、分子は統計局から報告になつて居るが、分母を知る方は靜態調査であつて分母で分子を割つた職業別死亡率を公にして呉れると斯う云ふとに請求するのでありますから、其手數を一つ政府に掛けると云ふだけのことでありますから、「併せて」と言ふことは此儘置いては不穩當になるのでありますから、其意味に於て御賛成が願はれぬでありませうか

○部長片岡直温君 如何でありませう、實は十二時迄には此會を議論を十分に盡して終らせたいと思つて居ります、それで大抵要點を見出したら其要點に引付けて極りを付けぬとなりませぬが、當席から承るところに依ると柳澤伯爵の修正に提案者が御同意にさへなれば提案者の趣旨も貫徹するやうに認めますが

○磯野正登君 一寸御願ひ致したうございます、私は不敏にして未だ統計學の何たるを存じませぬが、今の矢野先生の平易なる御説明に依りまして非常に利益を得ましたが、其矢野先生の所謂分母になる數と云ふものは所謂國勢調査などと云ふ大きな組織に依らなければ全然分らないものか或は現在統計局に於て各府縣市町村から徵集して居るところのカードに些少の修正を加へれば少なくとも十年に一回位それを見ると云ふことは容易いが、事實に於てそれがむづかしいことか、其邊の實際が分りませぬから今一應矢野先生の御説明を伺ひたいと思ひます

○部長片岡直温君 其御疑問があるならば更に此議案は再調査の上御提出にな

るの外はないと思ひます

○磯野正登君　それでは私は此問題は撤回致します、若し私の権利に属するものとならば撤回しても差支ないのであります

○部長片岡直温君　御撤回になれば是非に及びませぬと存じます、それならば提出者より本案は撤回されると申すことであります

議案第三、大正十年を期し第十回萬國アクチユアリー會議を我國に於て開催したしどの提議を明年露國に於て開催せらるべき第八回萬國アクチユアリー會議へ提出すること

本案に關しては提出者栗津清亮君より説明があります

○栗津清亮君(日本傷害保險)　唯今部長よりの御話には十二時迄は大に討論するが宜いと云ふ御話でございましたけれども、私の方は餘り討論して戴くことを好まないものであります、どうか忽ち満場御賛成を得たいのであります、殊に是は所謂自彊の精神に適つて居りました、保險業者自力を以て爲すと云ふことを基礎として居る案でございます、他人に對して費用と勞力を負擔

せしむると云ふ問題でありませぬ、諸君に萬國アクチユアリー會議の何たるやを御説明申上げることがは釋迦に説法であります、既に既往二十年間に七回の萬國大會が開かれ、第一回に矢野君が出席せられました、以來七回共本邦人が少なくとも二三人、多ければ五六人も出席せられたのであります、其總數二十餘名に及んで居ります、即ち國際的にアクチユアリーの學問に屬すると申しまするか、廣く生命保險又或場合には之に關係のある傷害保險並に保險とは言はないが保險類似の矢張り人類の死亡生存等に因りました救濟事業に關する學問並に實際を研究し其進歩發達を圖ると同時に其事業の世界的認識を得んと欲すると云ふ堂々たる目的を有つて居るものであります、殊に文明國一等國が相争ふて自國に開會致したのであります、即ち白耳義、英、佛、米、獨、澳、和蘭、此七國に於て既に開會をしまして、來年露西亞で開會をするのであります、もう是等は世界の一等國若くは二等國或は中には三等國かも知れませぬ、其兵力とか富力から言ひますればさう云ふところまで及んで居りまして我日本國が世界で一等國であると言はれて居るにも拘はら

ず、又日本人が毎會出席して居るにも拘はらず、又日本の保險事業が既に三十年の年月を經過して居るにも拘はらずアクチュアリー會があり其外諸種の會合があるに拘はらず一度も公式に日本で開きたいと云ふ意志を發表しないのは如何にも國際的に意氣地かない——或は國際的と云ふことが入つては宜くないと言はれるか知れませぬが、それならば日本の保險業者として何となく肩身が狭く感じます。併し之を開會するには随分困難だらうと思ひます。世界各國から保險學者或は保險會社の社長とかマネージャーが來ますからどうも日本語でやることが出來ませぬ、日本語が本來の言葉でありますけれども、英、佛、獨の三語位には翻譯しなければなりません、或はそれでやらなければならぬことが一番の苦痛だらうと思ひます。併し今から五年或は十年吾々が勉強しましたならば八十の手習のやうであります。が挨拶位は出來るだらうと思ひます。又各専門の人をば是から海外へ留學させても宜からうと思ひます。況や既に現在本場を踏んで來られた方が澤山ありますから其事は乏しきを憂へずとは參らぬかも知らぬが、乏しきながら役は勤まるかと思ひ

ます。それから又西洋人を澤山招待して費用も掛ると云ふことでありますが、アクチュアリー會へ出て來る人は皆質素であります。デヨージキング氏見たやうな人が多い、彼の人の風采から總てを御覽になつても先づ吾々以下と云ふても宜いのであります。質素な人でありますから、あゝ云ふ人達を招ぐのでありますから何も一人前百圓も二百圓も掛ける必要はない、通常外國の例を申しますると保險會社が多少の寄附を致します、又保險會社以外の團體が多少の寄附を致します。佛蘭西邊では僅に一萬六千フラン位寄附金を得まして、それから後は會員から日本の金で八圓位のものを取つた、さうして佛蘭西では餘り立派ではなかつたですが、政府とそれから市で之に多少の補助をする、と云ふのはどう云ふ點で補助をするかと云ふと、政府が例へば農商務省なら農商務大臣が外客を一晚招待する、東京市でやれば市長が一晚招待すると云ふ點で補助を仰いで置いて、さうして會では一泊又は日歸り位で一、二遠足に出掛ける、例へば日光見物と云ふ位のこととてそれで御仕舞なので、後は其外客が奥さんを伴れて來るとか御嬢さんを三人も伴れて來るのでござい

ますから、それは寧ろ質素な人間ではございますが、夫等の人が此日本へ幾らかの金を落して行くと云ふことでありますから、それと同時に甚だ立入つたことであります。日本では保險會社が留學生を御出しになる方も澤山ありますが、保險會社を代表してさう云ふ所へ出すと云ふことは少ないです。けれども西洋では保險會社が大きいですから、其アクチュアリーが日當も旅費も貰つて來るのでありますからそんなに日本人が自腹を切つて饜應せぬでも宜いのであります。費用の如きもさほど目を剝くやうな大きい金でないのです。且又七八年の後には日本の保險會社も段々大きくなりまして随分一つの會社で數萬圓の御寄附をなさる方が出來ると思ひます。監督官廳などもさう云ふときには御寛大に御覽になるやうに御願ひしたら實行は不可能でないと思ひます。でありますから是非一つ正式に申出たい、勿論正式でなしに戯談半分には度々申出である、既に第三回の巴里の會議で志田君、麻生君、橋本君など其時分に四人も出たのであります。其處でも他日どうか日本でも之をやつて貰ひたいと云ふ位な御世辭半分の演説をして大々の喝采を得たことがあ

ります。マア幾らか滑稽だつたかも知れませぬが、其後第五回の時には片岡直温君、橋本重幸君等が態々日本の保險業者を代表して御出でになつたときに橋本君は稍々正式に日本で一つ諸君を御招待申上げたいと云ふことを言はれて矢張り大喝采を得られた。即ち日本でやると云ふことになれば外國人が喜んで來るだらうと思ひます。餘り澤山來られては困ると云ふ御説がございましたが、それは多々益々辯ずて、幾ら參つても一千人とは迎も參りませぬ、先づ私の考では多くて二百人位かと思はます。御嬢サンを引張るとか——引張ると云ふのは其御案内をすると云ふ意味で(笑聲起る)、奥サンのコートを持つと云ふやうなことは随分吾々の友人で得意なのが澤山ございますから、私共も驥尾に付きましてさう云ふことの斡旋は無論致します。それから來年之を露國の會議に提出するの必要は會の慣例に依りまして最後の即ち現に開會して居る其所でフォーマリーに次回は私の國で御招待申上げたいと云ふことを申出る例になつて居るのであります。それで露國の會議にそれを申出て置くとは何時か其番が來るだらうと思ひます。露國の後には内申込があらまして

即ち瑞典のストックホルムでやるとなつて居るのでありますから、假令之を日本から申出ても、それは折角だが既に先きに瑞典の方から申込があるからと云ふことになるのみならず尙其外に瑞典の後に伊太利の羅馬の方でやりたいと既に言つて居るさうです、でありますから、來年申込んで置きましても同會議は三年に一回でありますから露國の次はストックホルム、其次は羅馬と云ふことになる、大正十年を期しとしてありましても或は大正十三年位になるか十六年位になるか知れませぬが、其中に死んでしまいかも知れませぬ、併し個人が死にましても我保險會社は死なない益々盛になりますから、どうか満場一致を以て御賛成を切に希望致します

○森村金造君(日本生命) 一寸質問をしたいことがあります、是は生命保險部會に御出しになつたのであります、萬國大會は何回目からでありましたか其範圍を押擴めて損害保險も入れたやうに記憶致して居ります、私は寡聞で其理由を能く知りませぬが、御提案者の御意見は矢張り生命保險だけと云ふ御案でありますか、又は損害保險も入れると云ふのでありますか、一寸餘分な

ことを申上げて相濟みませぬが損害保險は兎角こんな會議には遠かりたがるやうであります、保險と云ふものはそんなものではないと思ひます、どうぞ是も矢張り精密なる數理的原理の上から損害保險も生命保險も併せて出来ることならば併せて此會でやりたいと思ひます

○栗津清亮君 如何にも森村君の御質問は御尤であります、精密なる數理を總ての保險に應用したいと云ふ希望の上からも亦一つには斯う云ふ大なる問題はどうか我國全體の問題としたい、即ち總會の議案にしたいと思つたのであります、奈何せん萬國アクチュアリー會議と云ふ言葉であるために矢張り生命保險に其問題が局限されて居るのであります、勿論獨逸は御案内の通り保險學會と云ふものがあつてアクチュアリー會がないのでありますから、そこで獨逸では保險學會が主催となつてために自然と範圍が擴張されました、又其次の塊太利でも範圍が擴張されて稍々一般の保險問題に這入らうとして居つた、保險政策などと云ふことにも大分這入つて參つた、そこで會員の一部から大分異議が出て一體萬國アクチュアリー會議であるものをそう無暗と

範圍を擴めては當初の目的に合はないと云ふ議論が出て獨逸、奧太利の大會の後和蘭に至つてはまた非常に範圍を狭く致しました、そうして來年の露西亞の會の如きは全くアクチュアリーの問題などを選定して居るやうな次第であります、勿論アクチュアリーと云ふものの權限、アクチュアリーと云ふものの職務は漸くに廣くなつて居りますから、純數理上の問題ばかりでありませず、どうも之れを提出しまするにアクチュアリーの範圍にしないと、例へば露國の會議等に於きまして、申出つることや或はそれと同時に之を日本で愈々やるとなれば何處が主催と云ふやうなことも關係があります、又申出をするには何處から申出をするが宜いかと云ふこともありませんから、私の考では矢張り日本アクチュアリー會を申出の機關と致して置いて、そうして日本のアクチュアリー會はまだ貧弱でありますから愈々やるときには新しく組織委員會を組織しましたも宜しうございますし、又アクチュアリー會が主催で後援者を得ることが宜いと思ひます、生命保險の部會として提出したのは今申上げた通りの諸種の事情に由るのであります

○部長片岡直温君 提出者は本案に對しては成るだけ議論をせぬやうに、質問もせぬやうにと云ふ御希望でありましたが、其御希望を全然御容れになれば此上もないことゝ存じます、併し是が賛否を決しまする人は餘程の覺悟を要すること勿論であると思ひます、それは一國の體面として今栗津君の言はるゝが如く、無雜作に金も餘計要らぬ何でもないなどと云ふ譯には逆も參らぬと思ひます、それかと申してさう莫大の金を要することも思ひませぬ、諸君の御覺悟次第に依つて左迄不都合もなく中庸を得たるところの接待は覺悟如何に依つては出来るのであります、それから又次の露國の會議に提出になると云ふことであればさう早くは廻つて參りませぬ、恐らく十年近くも後にならうと思ひます、或は此次の會にそれは結構だと云ふて廻つて來るかも知れませぬから、十年を期して居つては往くまいと思ひます、是亦覺悟の一つ、偕て七十の手習と云ふことがありました、外國語を日常使ふと云ふと兎角生意氣に聞へまして近頃は生意氣な風を最も人が嫌ふ、そこで少々間違つた所へ當嵌つても人が笑はぬ位なものにならぬと往けませぬが、笑はれるが嫌

やであるがために練習はするが頓と出来ぬ、口の中で人の聴かぬ所で練習をして見る位なことではなか／＼工合が悪い、そこで人に向つても先づ口の中で言ふて見てそれから聲を出すと云ふことではなか／＼往かぬこととあります、七十の手習と云ふことは云ひ易いこととありますが、實行なか／＼困難であります、早い話が今日此會に於て一體斯う云ふ會は座元の方で總ての事をなさる習慣のものと思つて居ります、既に阿部君は病氣で仕方がないが福原君は御旅行、そこで大阪に居る田舎に居る私が此處に出て之を勤めると云ふやうな有様、さうして十億萬圓からの生命保険金高を有し其上に向ほ二十億圓からの損害保険の契約を有して居る状態で其會社の従業者も約そ六千人以上の人を有する斯業者の大會に際して農商務大臣始め次官なども一向出て來ないと云ふ位な今日の程度であります、そこで之をやらうとするには農商務省も餘程力を入れて一つ奮發して貰はなければならぬ、農商務省ばかりではない内閣の諸公に於ても内閣が更つたら俺は知らぬぞと云ふが如きこととなしに是は一つ何處迄も繼續して貰はなければならぬ、それから又此覺悟を

したところが其費用は大會社から餘計出せば宜いではないかと云ふことが小會社から起る、併し大會社では平等でなければ往かぬと云ふ議論が起るのであります、さう云ふ議論もなく本統にやらうと云ふ御決心を有つてやると云ふことであれば是程結構なことはありませぬ、日本も最早一等國と言はれて其實は甚だ耻しいこととありますが、もう十年もしたらば保険は可成り佛蘭西やそこらには追付きませう……金額だけは……追付くではない遣り方に依つては追越すだらうと思ひます、そこで何時迄も世界の本統の對等の交際は出来ぬと云ふことで引込思案ばかりして居るものではないと思ひます、併し此處でえらさうなことを言つたところで諸君に餘程覺悟がなければ、約束はした、日は段々迫つて來る中に口の中の勉強は効を奏せぬと云ふことでは却て國の體面を損することになつてはならぬと思ひます、提出者からは議論はされぬやうにと云ふことでありますから、私が代つて精神だけは一つ諸君の頭の中に十分植込んだ上に御決議を願ひます

○久世庸夫君(日本生命) 栗津さん、若しやるとなつたらどの位金の要るもので

ありませうか

○栗津清亮君 それは私も一々詳しく調べませぬが、從來七回の會議に御出席の方も御見聞であります、皆國の國際的關係に依つて異ふやうであります、非常に質素にやつた所もあります、例へば佛蘭西などでは餘り金が要らなかつたやうであります、けれども亞米利加などは餘程要つたやうであります、併しならば保險會社に大會社がありますので其大會社から補助したやうに思ひます、是も會場などは極めて小さい且出席者も少ない、範圍も小さい、併しながら獨逸では非常な勢ひで大仕掛にやつた、帝國議會の議事堂を會場としてやつたなどと云ふ、是は多くの金が要つただらうと思ひます、であります、日本で偕てどの位要りますか私は今此處で何とも御答は出来ませぬが、是も覺悟次第です

○部長片岡直温君 そこでもう一つ附加へて私は老婆心を此處へ添へて置きますが、日本の習慣は人の人物如何と云ふ方よりも寧ろ經歷と云ふか年數と云ふか知らぬが、さう云ふ風なことに兎角拘泥するのであります、そこで

之を假りに萬國會議を開いたとすると必ず議長は大會社の社長がやらなければならぬことになるのであります、議長全く木像の如しては到底往かぬと思ひます、そこで以て七十の手習、愈々責任は其處へ來ますが、やつて見たところが旨く往きますまい、さうすると云ふと日本の習慣に拘はらず適當なる人を選んで議長をさせる位にならぬと往かぬと思ひます、だから双方に覺悟を要する、それで其精神は是はのつびきならぬです、やれば必ず來ます、喜んで來ます、接待人はそんなに骨が折れますまい、此處から京都と東京の間、それから日光邊に一寸行きますれば金は四五萬圓も費すと思へば譯のないことでありませう、其方は宜しいが、宿屋も甚だ不十分であるけれども、是もどうせ日本の今日の現況から言へば此儘では往かぬのであります、それら、それもまあどうやら斯うやら往きませう、唯一番困ることは日本の國で、ありながら日本の言葉で以て通用せぬなどと云ふ一つの面目論と、それから面目論は兎も角表面のこととして實際が木像では勤まらぬです、それから口の中でえどりを取つて居るやうではなか／＼立板に水を流すやうな議論を

鑑別して行くことは出来ないのであります。それだから是はまあ日本で所謂俗に言ふえらい人を以て議長を勤めさせることは到底往かぬことであります。それは一つ若手の連中に探せば十分ありませうが、偕て其時にはどうも怪からぬことをやるものだと言ふ日本の習慣論になつて来て兎や角言つては往くまいと思ひます。それだから是は金を出す點もそれから勉強をする點も本統にあなた方がやらうと云ふことであつたならば老人は老人なりに強勉しませう。私共は今後十年も経つと最早老衰、逆も其席に出られませぬが、大隈伯の所謂百二十五まで生きれば大丈夫出るか知れませぬが、尻込みはしませぬがまあ當にならぬ、さうすると此處の席に御出での多數は十分御強勉をなさるやうにしなければならぬ、併し勉強すると云ふが實行は困難でありますから、本統におやりなさることならば大變宜いことだと思ひます。

○久世庸夫君 今御提案者から申されたこともありますので、もう決して反対意見は述べませぬ、是は全然賛成です、併し唯此會社を代表する資格の無いと云ふ話で、或は此御出席の中にも矢張り吾々と同一の仁があると思ひます

が、是は御提案者の多年の御熱誠なる御主張でございますして、私共此御熱誠に敬服致して居ります。御提案者の御熱誠に對して満場の諸君、各會社に御歸りになつた上は重役を御説付けを願ひたい、現に吾々の方の重役は議長席から悲觀説を御出しになりましたが是も十分説付けて希望を達するやうに努めることの御決議を……

○部長片岡直温君 當席甚だ悲觀にあらず、悲觀にあらざるが故に諸君の御覺悟を促して居る

○岡本敏行君 どうも斯う云ふ金錢の問題は此處で吾々が斯う云ふやうな決議して十年後の會社に施設せしむる責任を負はせるものであるかと云ふことを御尋ねしたい、私は唯希望として今の久世さんの御説に賛成したいです

○栗津清亮君 先刻から大分金錢の問題が重大問題のことになつて居ります、全く金錢の問題は決して小さな問題でありませぬが、兎も角學術上の會議をやりますには矢張り之に賛同すると其會員等が會費を持寄つてやることが總ての原則であります、保險業者大會と云ふやうなものは保險業者がやるので

ありますから、それで當業者が各々金銭を御出しになることは根本か知れませぬ、併しながらアクチュアリー會は實は保險業者の會でありませぬので保險業に従事して居る者の會でありますから中には貧富の懸隔がありますが併し其各々が奮發すれば先づ負擔の出来る位の會費を持寄ることが原則であります、其性質が公共的であるからして、保險業者は又自分の事業の繁榮になるからと云ふことで進んで補助をする意味でありますから、夫故に今此處で餘り金が要ると云ふことを根據として論ずることは體裁の上から餘り宜しくない、それよりは唯空漠とさう云ふことが宜いと云ふことにして置いて、それから後の金は行きなり次第、出る所が無かつたら貧弱なる會を起して置けば詰りそれは保險界の肩身が狭いのみならず日本の國が即ち貧弱であることを證明するのでありますから、さう云ふ場合は日本の國家も多少補助をするだらう、小口保險に對して補助をすることになつて居ると云ふことでありますから、其時分には小口保險も或は出来て居るか知れませぬから遞信省あたりも補助をするだらう、さう云ふことは今から考へないでやつたが宜くはない

かと思ひます、保險會社を初めて創立する時でも必ずしも三千萬圓或は何千萬圓の責任準備金を造らうと思つておやりになつたのではあるまいと思ふ、まあ是は反駁でも何でもないから餘り金に屈託せずしてそれは其時の覺悟として置いて戴きたいと思ふのであります

○矢野恒太君(第一生命) 提案者は満場一致で直ぐ議せられむことを希望されましたに拘らず議長席から御議論が生まれて、色々諸君の御議論がありました、是は此儘可決して置いて、萬一何かの都合で大正十年に開催することが出来ない場合にはもう一回先に延ばして呉れと云ふことを請求することは敢て差支ないと思ひます、日本も世界的の舞臺に這入つて居つて毎回日本からも代表者を出しながら、大正十年になつても、十三年になつても、十六年になつても外に行つて厄介になるだけで、日本で聞くことが出来ぬと云ふことは不面目なことでもありません、今提案者の説明の如く十年に日本で開きたいと思ふから其積りでやつて貰ひたいと云ふことを申込んでも直ぐ引受けるものではない、まだ外から申込んであることでありませうから、此次の次位に

なる譯でありますから、次の會に申込んで置くこと云ふことは極く適當の處置と思ひます。どうか其意味に於て諸君に於かれても滿場一致で御賛成あらむことを希致します。

○部長片岡直温君 別段此問題に對しては御異議はなからうと思ひますが、唯だ斯う云ふ問題は今言ふ如く大いに覺悟を要するが、其覺悟は各會社共に正式に責任ある者が覺悟を持つて貰はねばならぬことと思ひます。今日此問題に就いて重役會の決議が濟んで居ると云ふことは各會社共恐らくはないことと思ひます。それで本會に於ては滿場一致で決めて置いて、之を實行する上に於ては何れ會長から各會社に此決議の趣を是認して貰う手續を取つて後に實行することでありまして、直ぐ可決して直ぐ形に現はすと云ふことではないが爲めに、會費も出さぬ、關係もしないと云ふことのないやうに、協會は協會でやると云ふことでは迎も行くまいと思ひますから、さう云ふ手續を取つて、それと同時に提案者諸君も共々御努めになるとなつては如何でありますか、又滿場一致で決議した位なものであれば各會社の重役等に於ても議論

はなからうと思ひます……

○磯野正登君(大正生命) 先刻來議長からもだん／＼御警告がありました通り吾々は非常の覺悟を要するのであります。大正十年にやりたいと云ふことを申込んで、大正十年に日本でやらうと云ふことを中央常設委員が決定すると云ふと何時頃日本に通知があるか、孰れ先例もあることでありませうが、ちよつと其邊を御伺ひ致して置きたいと思ひます。と云ふのは日本でやつて呉れるものなれば大々の覺悟を以て勉強も致しませうが、若しやつて呉れないと云ふことになる、或る部分は無駄なことに時間を費すことでありませうから、期間があるならば止しても差支ないと云ふことになりませうが、大概今まで七回までやつた例に照して、或る主催國から申込みに對する諾否を決するまでの期間は何年位あるかと云ふことの先例があれば承つて置きたいと思ひます。

○部長片岡直温君 少くも次の會議までに分る譯であります。……

○栗津清亮君 次の會に開くと云ふことは分りますが、大正十年と云ふことは……

○部長片岡直温君 少くも其次の會議の前に此次に何處で開くと云ふことを極めるから……

○磯野正登君 大正十年に開くことを申込んだならば大正七年に分ると云ふことになる、さうすると幾らも期間がないからそれまでにやらなければならぬ

○部長片岡直温君 やつたからと言つても損にならぬことでありますから今の内からおやりになつたらどうですか

○栗津清亮君 其候補地は矢張り直ぐに分るやうであります、確定は其次でないと分らぬやうです……

○部長片岡直温君 請求したら必ずやるに極つて居る、丁度此次の次にやることになりすから、今から全速力で御やりになつて好い加減であります、それでは本案は満場一致で御異議のないものと見て宜しうございますか

○岡本敏行君 曩に私が質問致しましたが、此決議はどう云ふ意味に於て……か

○部長片岡直温君 此出席員の満場一致であります、是は會社は必ず之に服従しなければならぬと云ふ義務はないのであります、併し徳義上に於ては無論あります、會長は必ず之を實行する上に於ては各會社に諮ることになるだらうと思ひます

○岡本敏行君 若し單にモラル、オブリゲーション位ならば賛成を表しますが、茲で決議したと云ふ爲に責任を以てしなければならぬと云ふことになる、私は異議を申したいのであります、此趣意には私は賛成であります、併ながら外國人に對しては保險業者大會が申込む時には重いことに考へなければなりません、其點に於て幾らか考慮を要せなければならぬが、寧ろ是は日本アクチュアリー會から申込んで各保險會社が賛同することであれば大變結構と思ひます

○森村金造君 是は後で御相談なさると云ふことはどうかと思ひます、此議案を前以て御送付になつて居りますから、豫め之に就いてはどう云ふ意嚮を持つと云ふ位の御決定は付いて居ると思ひます、今御寄りになつて初めて議案が

出たと云ふ譯ではありませぬから後で御相談になると云ふことは前後しやせぬかと思ひます、併しながらさう云ふ方は已むを得ぬとしまして兎も角御賛成だけでも御願致したいと思ひす

○部長片岡直温君 是は森村君の御話もございしますが、各會社が正式に此問題に對して賛否を決めて代表者を出席させて居らぬと思ひます、まあ悪いことでもなからうと云ふ位なことであらうと思ひます、で私より御注意致しました通り覺悟まで極めて考へたものではないと思ひます、代表者と云ふ程のものではないにしても大會に出席されて満場一致で極めたと云ふならば御出席の方が重役を説付けて、私が曩に申しました通り所謂徳義から言へば決つた通りに御纏めになるのが當然と思ひます、代表者として決めて出て來いと云ふことにしては無いのでありますから、後で各會社に向つて大會では斯う云ふ決議をした、萬國會議にいつ申込む積りである、尙ほ念の爲め御意見を聞くと思ふが如き照會をさるべきものと思ひます、それで今のは當席に於て満場一致であるや否やを見ると云ふことより外はないと思ひます、どうも議論

としても實際の趣意としても御反對はないやうに思ひますが、如何でありますか

○大原祥一君(蓬萊生命) 此問題に就きまして御議論もあつたやうであります、矢野君の御説の通り大體に於て本案を可決しまして、色々議論もあることであらうから、獨りアクチュアリー會に之を委託するばかりでなくして、部長御指名の下に相當の委員を選んで此後どうするかと云ふことを調査する委員を作つてやつたらどうかと思ひます、案は可として茲で賛成して置いて委員を選んでそれに任せて宜からうと思ひます

○部長片岡直温君 委員を何名選び、其委員を選ぶのはどう云ふ風な方法に依ると云ふのでありますか

○大原祥一君 委員は部長御指名の下に願つたら宜からうと思ひます

○部長片岡直温君 一切を會長に御委任なすつてはどうですか、會社へは會長の名を以て照會するのであります

○大原祥一君 それでも一向差支はありません

○部長片岡直温君　それでは別段御異論はありませぬから満場一致賛成と認め
ます

○矢野恒太君　此會を終られる前に満場諸君に御諮りして場合に依つては一つの議案を提出したいと思ひます、それは磯野君の御提案の國勢調査を速かに實行せられんことを政府に向つて建議を出すことでありますが、是は吾々の衷心から必要を感じて居るのであります、満場諸君に於ても御同感のことと信ずるのであります、又御提案者に於ても異議がないやうに思ひます、唯だ職業調査が行はるれば、……人口調査が行はるれば委しい職業統計が取れるやうになつて來ると云ふ結果が來るのであります、併せて職業別死亡統計をと云ふことを併せて此決議の中に入れねば此案を撤回すると云ふのが此の案の提出者の意見であります、其爲に折角皆様が非常に御賛成下さつた國勢調査の實行の建議と云ふものが全く煙の如く消えてしまふと云ふことは遺憾と思ひます、是はどうか曩の柳澤伯の御提案のやうに

國勢調査を速に實行せられむことを政府當局に向つて建議すること

に致しまして、其他の文字を削ることに提出者に御同意下さることをもう一應御再考下さらむことを希望致します、併しどうしても再考することが出來ぬと云ふことでありますならば改めて柳澤伯の修正の通りの案を提出して諸君の賛成を願ひたいと思ひます、一應磯野君の御再考を願ひたいと思ひます

○磯野正登君　只今矢野先生から御尤もの御話でございました、無論意地になつて之を撤回するとか云ふ意志は更になかつたのであります、無論矢野先生の御注意の通りに此問題を更に復活致しまして修正案の通りにすると云ふことは私は更に異議のないことであります、併し未練がましようございますが、國勢調査をやつても市町村から提出する所のカードの書方如何を改めるとか、或は戸籍法の改正と云ふやうなことで分母になる數を探出すと云ふことが出來ることと私は信じて居るのであります……

○部長片岡直温君　今の矢野君の説を一つの説と見て御賛成なら賛成、反対なら反対と云ふことにしてはどうでありますか——矢野君の説に對しては異議がないやうでありますか如何でありますか

(賛成々々の聲多數なり)

○部長片岡直温君 満場御異議がないと認めますから矢野君の提案の通り決定致します。是で提出の案は全部議了致しましたか、他に緊急提出の必要を御感じになつて居る方がありませんれば少し時間がありますから如何でありますか——別段に御考もないやうでありますから是で閉會致します

閉會于時午前十時四十五分

○損害保険部會

損害保険部會出席諸氏の芳名左の如し

- 東京火災 男爵長松篤棗、新井智三郎、小松林藏、中尾鏗
- 明治火災 水澤謙治、浦壁長富
- 日本火災 橋本家藏
- 共同火災 倉知誠夫、岡本次三郎、金平豊次郎
- 東邦火災 勝野秀麿、近藤成虎、瀬尾時憲

- 帝國火災 鬼澤武夫、野島平二
- 千代田火災 角利一、芦田雪雄、山口菊之助、片山政庸
- 帝國海上火災 戸澤芳樹、加納日出生、内藤政康、古門林太郎
- 日清海上火災 吉田長敬、井手亮藏、猪飼九兵衛
- 東洋海上 矢島安治、津田欽一郎、首藤謙次、松尾謙、高橋三郎
- 東京海上 西野惠之助
- 大阪火災 鈴木重隆、木戸豊次、外山武八
- 浪速火災 三鍋才次郎
- 豊國火災 中島好太郎、橋覺太郎
- 横濱火災 遠藤元三、柴田春三
- 福壽火災 殿木三郎、鈴木谷三郎、清水耕太郎
- 神戸海上火災 古橋新一、石川平吉
- 東洋火災 大森剛三、高橋喜太郎
- 日本動産 伊原全郎、松原茂久、宮本利左衛門、小川篤弼

來賓 土屋豊吉

部長男爵長松篤葉氏會長席に就き午前十時開會を宣し準備事項記載の議案に付て議事を開きたり次の如し

○部長男爵長松篤葉君 諸君、私は昨日大會の御指名に依りまして本席を汚しました、何分宜しく御願いたします、是より損害保險部會を開きます、議事に先ちまして諸君にちよつと御注意申上げて置きたい譯であります、御發言になります場合にどうぞ御所屬の社名と御姓名を御名乗りを願ひたうございます、是より致しまして、今日の……

**議案第一、 抵當權又は質權を有する債權者が其債權保全の爲擔保物に對し
火災保險の申込を爲す手續及罹災の場合に於ける損害填補金支拂の手續
を一定すること並に其方法**

其提出者に御説明を願ひたうございます、大阪火災保險會社鈴木取締

○鈴木重隆君(大阪火災) 私は此提出の會社を代表いたしましたして茲に説明をすることになりましてございます、此問題は餘り新しい問題ではございませぬの

で、既に十分皆さんにも久しく御話合をして居ることでございます、然るに當部會の委員から損害部の問題が甚だ少いから何か心付いたことが有るならば提出するやうにと云ふ御照會がございましたので、斯かる際に於て此御相談を願ひまするのは最も好機と存じまして、茲に提出いたしましたやうな次第であります、此問題はさう云ふ新しい問題でありませぬから深く御説明申上げる要はございませぬと思ひますが、先般委員から兎に角提出者として一通り説明を申上げるやうにと云ふ御照會を得ましたので、甚だ知れ切つたる事までも書き列ねまして、開會以前に各社へ一部宛差出すことに致しましてございませぬ、既に委員から皆さんの御手元へ届いて居る筈でございますから、もう御清覽を賜はつたことゝ存じます、夫故に今日茲に九度／＼しくその細事に涉りまして御説明申上ぐることは省略をいたしまして唯簡單に私は保險會社として、債權保全の爲に擔保物に對する火災保險を申込む時に如何にすると云ふことを望むかと云ふ、詰り私の希望を申しますれば第一に此債權者の申込に對しては所有者に連印をさせると云ふことに一定して置きたい、

斯くする時には詰り債権者と所有者間に於ける何等の聯絡を存しない時に生ずる危害の錯誤を省くことが出来るから、是非之を申込む際に連印をさせることにしたい又斯うして置けば一面から行けば債権の有ると云ふことを實際に證することにも當りますから、旁々此兩者を連印させると云ふことは兩全の方法であらうと思ひます、其次に債権保全の爲に契約した者に對しての填補金支拂は債権者、即ち契約者竝に物件の所有者を連印させると云ふことに致したい、さう致しますれば是も前に申しましたと同じ事になりました、詰り罹災の場合に債権の現存額が幾らと云ふことを所有者連印であれば知ることが出来る同一になる譯であります、又支拂の場合に於きましては或は請求書或は領收書共に連印させることは餘り手數であるならばその中領收書のみ連印することも一つの簡便な方法であらうかと考へるのでございます、若し又債務者の所有物で無くして債務者以外に所有者があると云ふ場合には此債務者竝に所有者共に三名の連印と云ふことは最完全な方法であらうが、斯様にして契約者に聯絡を取らしめると云ふことが最錯誤の無い支拂と云ふ

ことに付て最良法であらう、斯様なことは各社が一定に御相談を致し實行しますれば別段契約者に左程苦痛を感じるものではあるまいと考へます、それから同業間の聯絡を取ることに付きましても屢々同業一般が御相談して近く完全なる協會等の設も出来るやうに承はつて居りますから、罹災の場合にその目的の所在丈け互に之を協會に通じて協會は之を調査しまして甲乙或は丙の會社に同じ物件に付て契約が有る場合に於て之を關係の會社へ通知して、さうして互に重複の契約等を突き合はしめる、是も同業者間の聯絡を取つて錯誤を免かれることになり、尙之と關聯する問題でございますが、今年の二月に尾參農工銀行から債権保全の形式を以て契約せるものは申込人たるべき債務者本人の調印を爲さしむるの煩を避け、便宜銀行が申込人となつて契約したのだから、若し罹災の場合に填補金の支拂を受ける時銀行の債権を償ふて餘りある金額は、之を所有者本人にその金額を拂つて呉れるやうにしたいと云ふことが出て居りますので、是は各社共に同一にその知照のあつたことと考へます、是も唯今出しました問題と稍々趣が關聯して居りますから

併せて此際御討議あらむことを希望いたします。細節に付きましては既に御手元へ筆記して差出して居りますから、唯々提出者の概略考へて居ります意見を茲に御話いたしましたして、皆さまの御討議を乞ひたい次第であります。

〔鈴木氏の會員に頒布せる説明書左の如し〕

問題 抵當權又は質權を有する債權者が其債權保全の爲め擔保物に對し火災保險の申込を爲す手續及其罹災の場合に於ける填補金支拂の手續を一定すること并に其方法

説明

(一) 損害保險契約は金錢に見積ることを得べき利益にして偶然なる一定の事故に原因せる損害を填補すべき目的なるは今更贅辭を費すを要せざる處なりとす

(二) 此故に債權者が或る物件を擔保に取得し其債權保全の爲め保險の申込を爲すことあるも其保險目的所有者以下單に所有者と云ふの承諾如何を問ふを要せざるは勿論なりとす

(三) 之を以て所有者は債權保全の爲め債權者の爲せる契約は之を知るに由なきを以て一面亦所有者に於て同一物件に對し獨立して保險契約を爲すことあるを圖るべからず

(四) 斯くして若し債權者及所有者が各別に獨立して保險に附したることありとせんか會々其保險せる會社が同一ならば調査上直に重複關係なることを發見し得べきも次の例の如き場合は頗る奇怪の結果に陥るべし

(五) 假例せば債權者は甲會社に所有者は乙會社に保險の申込を爲すことありとせんか固より其申込を爲す兩者の間には何等の連絡なく又保險者たる會社間にも何等重複を知るの連絡なくして各獨立の被保險利益二箇存在せる趣に於て取扱を爲さるゝは實際に其例の存する處ならん

(六) 而して一朝不幸にして被保險目的物件罹災の場合にあつては双方相互に連絡なきを以て重複なることを發見し得ず各別に支拂を爲すことあるに至るやも測り知るを得ざるなり

(七) 尙ほ例を擧げて云はんか壹萬圓の貸金を有する債權者が價額壹萬圓の

擔保を取得し之に壹萬圓の保險契約を締結し一方亦所有者に於て壹萬圓の保險契約を爲したりとせんか罹災の場合同一物件即壹萬圓の價額のものに貳萬圓の保險契約を存し又保險會社の兩者損失填補金額を通ぜば貳萬圓となるべくして保險の性質上許すべからざる結果を現出するに至る

(八) 然り而して質權を有する債權者は別段なれども抵當權を有する債權者に至つては必ずしも第一番抵當順位の者のみに限らず苟くも其保險に付すべき物件に對し其二番三番將た何番の順位なるとを問はず抵當權を取得せるものは各自其の債權者は累ねて保險の申込を爲すことを得べくして斯る多數の抵當付債權者ある場合も亦前記の結果を生ずるものなり質權は占有を移し且つ二重に典するを許さざるを以て多數の質權を有する債權者はあり得べからざるものとす

(九) 右の如く債權者と所有者と各獨立して契約を爲すの利益ある以上は被保險利益二箇あれども畢竟は其保險の目的は同一の物件に係り其物件の價額限り危險が保障せらるゝにありて保險者の契約する處は前例を以て

云へば價額壹萬圓の物件の危險を擔保したる結果に歸すべきなり

(一〇) 前例債權者の壹萬圓の保險を付するを得るは壹萬圓の債權を有し其擔保に壹萬圓の物件を抵當として取得し居れるが故なり今例を換へて云へば債權者が貳萬圓の債權を有し壹萬圓の價額より無き物件を抵當に取り居れるとせんか保險者は矢張壹萬圓の保險契約より以上を締結することを得ざるなり何んとなれば債權は被保險利益なりとするも保險者は其保險すべき目的の物件其間に介在せるを以て其物件價額限り危險を保險したるものにして各保險會社は保險約款に於て直接に債權其もの危險を擔保せるものあるを見ざるなり

(一一) 反對に例を換へて五千圓の債權を有するものが壹萬圓の物件に對し抵當權を取得したりとせんか此場合債權保全の爲め保險の申込を爲すに物件の價額が壹萬圓あればとて壹萬圓の契約を爲し得べきか本員は其否らざるを信するものなり何んとなれば抵當付債權者の有する權利は五千圓なり若し一朝抵當物件の罹災せる場合あるも畢竟五千圓の利益を失は

ざれば足れり其以上は何等危険の發生に因り損害を被むらざるなり故に
 保険に付すべき債權保全と云ふ名義より云ふも實益の存せざるのみなら
 ず保險法上許容すべからざるものなりと思料す

(一三) 又債權者が其債權保全の爲め抵當に取りたる物件に對し保險を申込
 むときに於て果して其債權の現存を立證せしむるの要あるや否や多少の
 講究を要するならんも本員は其要を認めざるに左袒するものなり何んと
 なれば保險契約は最も誠意を要する契約にして決して虚偽の申込あるべ
 き筈なし故に現在取扱ひつゝある書面申込ならば單に其債權關係を表示
 せしむれば足れりと信ず若し立證を要するものとして論ぜんか其筆法よ
 りせば所有者の申込を爲すにも亦悉く所有權を證據立てしめざるべから
 ざること歸納さるべきなり要するに債權保全の爲め申込める保險の損
 害を填補するに際り注意する處あらば決して失體なきを信ぜり(保險金支
 拂の場合は以下に説明する處あるべし)

(一三) 上來説く處の如く債權者の申込に對しては契約者は勿論保險者の爲

めに其取扱の方法を一定し相互に錯誤に陥ることなきを圖らざるべから
 ず依て本員は本問題を左の二點に區別し聊か豫防の方法を講ぜんとす

(甲) 債權者が債權保全の爲め申込を爲すときは其目的所有者の連印を求
 むると、其理由は解説する迄もなく畢竟債權者所有者間保險契約に付
 何等の連絡を存せざるを以て奇怪の結果を生ずべきに依り所有者を連
 印せしむると、せば他日所有者が保險に付せんとする場合に債權者の
 保險を爲せる事實を知りながら悪意ならざる限りは價額を越ゆる重複
 の契約を爲さざるべし又既に所有者が保險契約を爲し居れるときは之
 を秘せんか悪意なるは蔽ふべからざるなり尙一面より云へば所有者の
 連印を爲さしめば即ち債權者の債權を有することの實際なるを證する
 ものにして債權現存を立證せしむる論者の杞憂をも解くことを得べく
 所謂兩全の方法なりとす

(乙) 債權保全の爲め契約せる抵當權者又は質權者へ損害填補金の支拂を
 爲すときに於ける方法

(イ) 其理由及方法は保險會社が債權保全關係に依る保險に對し支拂を爲す場合に於ける其債權の存在を立證せしむる方法に就ては區々に涉り甚しきは全く之が證明を爲さしむることなく漫然罹災の事實のみを以て支拂をなせるあるを見る或は云はん此支拂手續は遺漏あるものにあらざり何んとなれば當初契約の際債權の現存せることを認定し居れる以上其支拂を爲すに何等證據立てしむるに及ばず若し債權を有せざるものが支拂を受けたる事實を發見せば不當の利得にして其回收を爲す容易なりと

(ロ) 乍併之れ皮想の見にして實際に通ぜざるの机上論たるを免かれず今例を擧げんに保險申込當時或る一定の期限を以て壹萬圓の債權を有したりとせんか开は必ずしも其期限迄は債權の存在は不變不動なりと云ふことを得ざるべし

(ハ) 何んとなれば辨濟期限なるものは債務者の利益の爲め設けたるものと推定するは法律の命ずる處にして債務者は其期限中と雖何時に

ても辨濟を提供し債務を免かれ得るは勿論なりとす

(ニ) 又現に勸業銀行、農工銀行の年賦辨濟の如きは常に長期のもの多く保險契約も多くは長期に屬し而かも保險金は當初契約の時に於けるものと一定不動なり

(ホ) 然れども年賦償還を行ふを以て年々債權額は遞減せらる故に如此債權保全の申込に依る物件罹災し填補金の支拂を爲すときは實際債權の現存額即ち債權者の被むれる損害に相當せる額を立證せしむるにあらざれば完璧の支拂手續と云ふを得ざるや論なきなり

(ヘ) 或は勸業銀行、農工銀行の如き確實なる債權者ならば過超の請求もある筈なく假令誤つて支拂ひ過超なることあるとも回收上理由明白なれば何等困難なけん然れども若し不確實なる債權者なるときは償を求むる決して容易ならず殊に他日斯る煩累を惹起せしむるは全く其支拂の場合に於ける用意の充分ならざるに起因し苟くも之が防禦救濟の策あらんか其途を盡すべきは當業者の經營に對する當然の責務なら

ん

(ト) 故に罹災填補金支拂の場合に在つては保険契約者(債権者)をして債権現存に付相當の立證を爲さしむるか又は所有者(債務者)をして其支拂請求并に受領證に連署を爲さしむるの方法を取らば弊害を防止し得べきなり

(チ) 或は右の方法に付簡便ならずとせば保険金受領證にのみ連署を爲さしむるに止むるも一方法ならんか

(リ) 又債務者と擔保物件所有者とを異にすること往々あり此場合に在つては兩者を連署せしむるを完全なりとす

(一四) 如上の方法を以て申込及び支拂の場合に各社同一の取扱と爲さば即ち是れ一般同業の營業規定たるべきに依り契約者側も亦苦痛と爲さざるべし

(一五) 終に臨み併せて各位に諮り置かんと欲する一事あり今春尾三農工銀行より債権保全の形式を以て契約せるものは申込人たるべき債務者本人

の調印を爲さしむるの煩を避け便宜銀行が申込人となり契約したるものなれば若し罹災の場合填補金の支拂を受くる時銀行の債権を償ひて餘分なる金額は本人の爲めにしたる契約と解釋して即ち銀行の債権以外は本人へ支拂ふべき様との照會あり定めて同業各社に對しても亦同一の知照ありしならん

(一六) 就ては此問題は債務者本人の爲めにするものとの議論即ち物件所有者以外被保険者なしと云ふ論者と銀行の債権以外の餘分の金額に對しては利益の消滅したるものに付無効にして銀行へ對し現存債権額だけを支拂はゞ可なり債務者本人へ支拂ふべき筋合ならずと云ふ論者とあり

(一七) 而して此問題は本員提出の問題と稍其趣關聯せる點なきにあらざれば併せて討議せられんことを望むものなり

○遠藤元三君(横濱火災) 唯今の問題に付ては討議を御許しになりまするか、如何でございますか

○部長男爵長松篤棊君 如何でございますか、御質問がございましたら最初に

一つ御質問を願つたら如何でございませう。御質問が無いと見ましたならば、それから或は討議に移りまするか。其時になつて極めたいと思ひます。御質問が無ければそれで宜しうございませう。御質問の有る御方はどうぞ御質問を願ひたい。如何でございませう。別に御質問が無ければ、是より討議に移りませうか。或は部長の考と致しましては此事は一つ委員に附託して如何でございませうか。諸君の御意見を伺ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○部長男爵長松篤葉君　それでは別に御異議が無ければ委員附託と云ふことに致します。さうしてその委員は諸君の御投票にでもなりまするか。或は部長に於きまして指名いたして御異存ございませぬか。如何でせう。

〔部長に御指名を願ひたいと呼ぶ者あり〕

○遠藤元三君〔横濱火災〕　是は一つ部長の御指名に御一任いたしたいと思ふ。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○部長男爵長松篤葉君　然らば御異議ございませぬば部長の指名に致します。

それから委員の数は如何でございませうか。是は矢張り部長に御一任下さいませでございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○部長男爵長松篤葉君　然らば委員を三名と致しまして提出者の大阪火災保險會社、それから横濱火災海上運送保險會社、帝國火災保險會社此三會社に願ひます。

○部長男爵長松篤葉君　然らば次の議案に移ります。
議案第二、海上保險の契約に於て海上に連續して陸上の火災保險 (Storage Risk) を契約することを廢止すること。

此提出者たる帝國海上保險會社古門君に御説明を願ひます。
○古門林太郎君〔帝國海上〕　海上保險の契約に於て海上に連續して陸揚後の火災保險を契約するとは自今之を廢止し度いと云ふ件につき今其理由を申述べたいと思ひますが、其前に於て一應現在の狀態を簡單に申述ぶるの必要があると思ひます。御承知の如く海上保險に於ては海上に於て生ずるもあるべき危

險を擔保するとを主眼と致して居りますけれども從來の商取引の關係上荷出人即ち賣主が其貨物を荷受人即ち買主の手許迄輸送して荷受人に荷渡を終る迄は荷出人の責任であるところより、其荷物が到達港の税關構内又は船會社の倉庫内に停滯して居る間の火災危険を火災保險會社と契約を取結ぶとが其手續上甚だ不便であると云ふので、海上保險の契約を取結ぶと同時に海上保險會社に其陸上の火災保險を付する事を希望せられたものと思はれます。當時海上保險會社に於ては事情已むを得ないものと思ひました所から荷主の便利を圖ると云ふ目的を以て、追加約款を添附して之を契約する事になつたやうであります。夫て海上保險會社が海上に連續して陸揚後の火災保險を擔保する事になつたのは單に荷主の便利を圖る精神でありました所から、荷物の受渡の日數を豫定して先づ一週間とか十日間とかに限定し、加之も其限定日限内に於ても荷物の受渡が終れば其以後の危険を擔保せざる條件を以て契約しました所より保險料率の如きも所謂ノミナルレートであるやうであります。然るに同業會社の競争の劇しくなるに従ひ其日限が段々延長せられ、一

週間は二週間になり、或は三週間となり、外國などにては甚敷者は一ヶ月二ヶ月の長き期間のものも出来るに至りたのであります。而して此陸揚後の火災危険は常に平穩無事でありたかと云ふに、決して左様の譯でなく、屢々各地に災害が起りまして海上保險會社に於ては、意外の損害を受けたものであります。殊に彼の南米リバープレートに於ては屢々税關内に大火が起りました。海上保險會社の蒙りたる損害額は實に四千萬圓の多額に達したるやうであります。そこで海上保險業者も之を等閑に附する譯に行かない所より海外同業者は屢々會合を催し其善後策を講じまして、遂に此陸揚後の火災保險は可成之を謝絶することに勉め、萬不得止ものは十日間を限り之を契約することに規定したのであります。彼のリバープレート、クローズは即ち之れであります。如此海外に於ては初めは一時荷主の便利を圖ると云ふ目的にて此種の危険を擔保したのであるが今日は最早之れを謝絶せねばならない状態にある次第であります。我日本に於て此種の保險を海上保險會社が契約致しまするに至つたのは今より十六七年前、即ち明治三十一年頃日本郵船會社の和

泉丸が印度より棉花を搭載して神戸に入港し、陸揚をなしたる棉花が未だ税關内にあります時に火災にかゝり大部分の棉花が焼失致しましたが、此棉花に對しては孟買に於て海上保険業者が海上と連續して陸揚後の火災を擔保して居りました所から、日本の商人は海上保険業者に向て此種の保險を申込むことになつたのが嚆矢と思はれます。而して當時は専ら外國貿易に従事せらるゝ商人のみが此危險の擔保を申出られて居りましたが、明治三十五六年の頃小樽の日本郵船會社支店の倉庫が火災に懸り、恰も陸揚致してありました荷物が大分焼失しまして、荷主は大なる損失を受けましたのでありますが、之が内地航海の積荷に對しても荷主が此種の保險を海上保険會社に要求するに至りました動機と存じます。海上保険會社に於ては當時不得止所より力めて危險の選擇をなし危險の輕減を圖る目的を以て最初は日本郵船會社所屬の倉庫を限り此危險の契約をなす位でありましたが、外國の夫と等く同業者間の競争の劇烈なる結果今日にては一般の船主の倉庫内に對しても陸揚後の火災を擔保し、且日限の如きも各同業者區々にして殆んど一定していません。

であります。今日外國に在りては同業者相一致して此危險を廢止せんことに力めて居りますにもかゝらず、日本に在りては反て盛に行はれて居ると云ふことは甚だ感服せられないことであります。且つ海上に於ける積荷の保險は其船舶の階級により自己會社の保有する金額を制限して其以上は再保險に附する事が出来ませうけれども陸揚後の火災保險は此制限を加ふることが困難であるようであります。何となれば税關構内又は倉庫内には常に一船の積荷のみが停滯又は入倉して居るものなれば宜敷いけれ共或は二船或は三船の陸揚貨物が順を追て停滯し又は棟を並べて倉入してあることがないとも限られず、而して一朝火災が起りました時には税關構内は云ふに及ばず數棟の倉庫も或は烏有に歸することがあるかも知れない、そうなる時には一の失火は二船或は三船の陸揚荷物を焼失するかも知れませんから、如何なる大損害を蒙むるかも知れないのである。彼のリバー、プレートの大災害の如き其一例であると思ひます。本邦の海上保險會社は南米リバー、プレートの大災害を無視して此危險を繼續して居ることは甚だ危險千萬の事であると思ふ。扱本邦の海上

保險會社が此陸揚後の火災保險を擔保するに當り其證券中に追加する約款は

「特別約款、被保險積荷が輸入地に於て受荷主に引渡を終了する前倉庫内に保管中の火災危險を擔保す但し陸揚の日より起算し第七日正午に至る迄引渡未済の場合は其時を以て保險の責を終るものとす、火災危險を擔保せるものと雖も他の火災保險業者に附托ある部分に對しては其責に任せず」

と云ふ條件であります。扱本案出題者が此陸揚後の火災擔保を廢止致したいと云ふ第一の理由は海上保險の契約は航海に關する事故に因りて生ずることある可き損害を填補するを以て目的として居るのである。而して火災危險なるものは海上と陸上と共に發生することある可き危險にして其海上に於て發生することあるものは元より海上保險の範圍内に屬するものなるは論を俟たざれども積荷が陸揚げせられたる以後の火災危險は即ち陸上危險にして全く別種獨立の保險にして海上保險の契約中に當然加入せる者ではないのである。されば海上保險なる一契約の中に僅かに追加約款を添へて他の獨立保險たる陸上危險を契約することは變則なるものと思はるのである。此點に就て政府

當局者の御意見は如何であるか存じませんが、當業者として此變則なる契約をなすことは好ましからぬことであると思ふのである。第二は先程申述べました如く追加約款の條件は被保險積荷が輸入地に於て受荷主に引渡を終了する前と規定してあります。然るに近來荷物を *free on board* にて賣買せられたるものも矢張り此追加約款を以て陸揚後の火災保險を契約して居りますようであるが、如此賣買に於ては荷物の引渡は輸入地に於て行はるゝには非らずして輸出地であるのであるから輸入地に於ては受荷主に引渡を終了する前と云ふ條件は意味をなさないのである。且前にも述べたるが如く海上保險者は荷出人が遠隔の地の税關又は船會社の倉庫内に於て荷受人に荷渡を終る迄火災保險會社と火災保險の契約を取結ぶ事が不便である所より此便利を圖ると云ふ趣意であるから、此趣意の上に於ても不都合である。何となれば荷受人は輸入地に於ける火災保險會社と陸上の保險契約を取結ぶ事が容易であり、又實際輸入地に於ては荷受人は陸揚後の火災を他の火災保險會社と保險契約を取結びて居るのであるから *free on board* の買付に對し海上保險に連續

して此約款を以て陸揚後の火災を契約することは矛盾するのであります。第三は只今申述べたるが如く荷物が輸入地に陸揚せられたる時に通關上の都合により或は又荷受人の都合により、其荷物を直に引取ることが出来ない場合がある、爲めに荷受人は火災保險會社と豫め火災保險の特約を結ぶことが多いためであるが、一方荷出人に於ても海上保險會社と海上保險の契約を取結ぶと共に海上に連續して陸揚後の火災保險を契約致しますものがある故、此陸揚後の或る期間に對しては重複保險となるのである、而して海上保險會社の追加約款は第二項にあるが如く此重複契約ある分は其責任を免かると云ふ條件であり、火災保險會社は重複保險約款に於て重複したる分は損害額を比例して分擔すると云ふ條件でありて二者少く相違する點があります、故に萬一物件が災害に懸りたるときは被保險者は保險金領收の上に面倒を生ずるとがないとは申されませぬ、現に此點につき其責任の歸する所を研究せられて居る被保險者もある譯であつて、海上保險會社が荷主の便利を圖る爲めに此種の保險を契約することが反て此場合には面倒を與ふる譯になりますから宜く

之を廢止すべきであると思はれます、第四は陸揚後の火災危険は其地其所の狀況、建物の構造、防火の設備、荷物の倉入れ倉出し等を取調べ、危険の狀態に従ひ或は料率を定め或は再保險に附す可きであるが、海上保險會社に於ては斯かる周到なる取調をなす機關がないかも知れない、且つ前申すが如く單に一時的荷主の便利を圖る趣旨より出たる、申さば申譯的料率にて契約を致して居りますから、單獨に火災保險のみに對して收支償ふや否や成算がないのみならず再保險の手續を爲すことは困難であると思はる、然るに火災保險會社は此邊に付き充分調査の方法もあり機關も備はりてあるから、宜く火災保險會社に讓るが正當であると思はる、海上保險會社が收支償ふや否や明ならざる料率にて此種の保險を契約するは會社自らの不利益なるのみならず、他の營業範圍を侵害する譯にて不穩當なることとがらであると思ふのである、以上述べたる所は極めて簡單に本問題提出の理由を御説明したるに過ぎないのであります、此四ヶ條の理由に對し或は約款の矛盾するものは之に變更を加へては如何とか、料率の算定當を得ざる者は相當の調査をなして適當の料

率に改めては如何とか云はるゝ方もあるかも知れませんが、先程申述べた通り海上保険會社が此種の保険を追加して契約するに至りたる動機は、單に一時荷主の便利を圖る趣意より出たる譯でありますから、今日荷主に於て既に夫々火災保險會社と特約を取結びて居る者であるので、海上保險會社と重複した場合反て不便と迷惑を生ずると云ふ場合に立ち至つて居るのであるから、當初の精神に照らしても宜く廢止すべきものである。況や海上保險の範圍外なる一保險契約を別個なる保險契約とせずして、單に追加約款を以て海上保險の契約中に附加するが如き變則なる取扱は、理論上不都合であると思ふのでありますから、須らくかゝる契約は之を廢止して他の保險業の事業範圍を侵害するのをしりを免かれないと思ふのであります。以上聊か卑見を述べて諸君の御同意を得んことを希ふ次第であります。

○部長男爵長松篤柴君 別に之に付て御質問もございませぬならば、本席より諸君に御諮りをしたいと思ひます。此問題は火災、海上兩方に涉つて居るものでございませぬに依つて、之を宿題と致しまして研究することになつては如何であらうかと思ひますが……

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○部長男爵長松篤柴君 然らば別に御異議がなければ之を宿題とすることに致します。

○吉田長敬君(日清火災) 唯今のは單に宿題と致しまして、五年後に開會になります會に更に御審議と云ふことは随分長い話であります。矢張り前同一の委員に御提出者の帝國海上保險會社を加へまして、委員に付託せられまして、委員に於て審査の上で適當なる方法を立案し、直ちに御執行を願ふことにしたいと思ひます。我國に於ける海上保險の會社と申しましても僅かに六つ七つの數でございませぬ、火災保險とも相關聯して居りまして、兩方の業務を擔任せられて居る委員に付託を願ひまして、適當なる一つの立案をせられて、直ちに施行する方法に願ひたいと考へます。

○部長男爵長松篤柴君 諸君如何でございませう、吉田君より動議が出ましてございませぬが、之に向つて諸君の多數の御同意がございませぬれば、その方に

致しても本席に於きましては別段差支ないと思ひます、委員付託と云ふことに致しまするか、或は宿題として置きますか

○鈴木重隆君(大阪火災) 私も矢張り吉田君と同じ考を持つて居りまして、唯之を宿題と致しまして何時までも置きますよりも、幸ひ此際に委員に付託いたしまして、研究したら宜からうと考へる一人であります

○部長男爵長松篤斐君 唯今宿題説に付ても御賛成の御方がありましたから、その宿題説の方を極めて……委員付託説の方に御同意の諸君は如何でございますか、委員説に別に差支ないと云ふ考であればその方に致しても宜しうございます

(委員説賛成と呼ぶ者あり)

○部長男爵長松篤斐君 然らば委員説の方に諸君皆御同意と認めまして宜しうございますか

(異議なしと呼ぶ者あり)

○部長男爵長松篤斐君 その委員の選定及び其數は如何でありますか

○吉田長敬君(日清火災) 委員は矢張り海上保険と火災保険と相關聯して居ります、更に矢張り部長より御指名を願ひたいと思ひます、其數は火災、海上を通じまして七社と云ふ譯に願ひます、さうして部長に御指名を願ひたい

○部長男爵長松篤斐君 唯今の吉田君の御説に御異議はございませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

○部長男爵長松篤斐君 火災海上の中より七會社を選べと云ふことであります、その中で火災の方が數が多うございますから、或は火災が五會社、海上の方が二會社と云ふように指名いたしますか

○遠藤元三君(横濱火災) 今伺ひ漏しましたか、四社ですか、七社ですか、ちよつと伺ひ兼ねました……七社でございますか

○部長男爵長松篤斐君 本席は七社と聞取りました

○遠藤元三君(横濱火災) さうしますると、委員が七社となると、此委員の數が餘り多くなりますと、寄合をしましたり、色々な事を運んで行きます上に於て御集會など却つて御面倒ではあるまいかと思ひます、願はくば三社乃至